

前橋市

新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

令和8年 月改定

目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	3
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	3
第1節 感染症危機を取り巻く状況	3
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	4
第3節 政府の感染症危機管理の体制	6
第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応	7
第1節 市行動計画の作成	7
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	8
第3節 市行動計画改定の目的	9
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	10
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	10
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	10
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	12
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	15
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	19
第5節 対策推進のための役割分担	23
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目	28
第1節 市行動計画における対策項目等	28
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取り組み等	33
第1節 市行動計画の実効性確保	33
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取り組み	35
第1章 実施体制	35
基本理念と目標	35
第1節 準備期	35
第2節 初動期	42
第3節 対応期	44

第2章 情報収集・分析	48
基本理念と目標	48
第1節 準備期	48
第2節 初動期	51
第3節 対応期	53
第3章 サーベイランス	55
基本理念と目標	55
第1節 準備期	55
第2節 初動期	58
第3節 対応期	60
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	62
基本理念と目標	62
第1節 準備期	62
第2節 初動期	66
第3節 対応期	69
第5章 水際対策	73
基本理念と目標	73
第1節 準備期	73
第2節 初動期	75
第3節 対応期	76
第6章 まん延防止	77
基本理念と目標	77
第1節 準備期	77
第2節 初動期	79
第3節 対応期	80
第7章 ワクチン	87
基本理念と目標	87
第1節 準備期	87
第2節 初動期	93
第3節 対応期	97
第8章 医療	102
基本理念と目標	102
第1節 準備期	103
第2節 初動期	106
第3節 対応期	108

第9章 治療薬・治療法	111
基本理念と目標	111
第1節 準備期	111
第2節 初動期	112
第3節 対応期	114
第10章 検査	115
基本理念と目標	115
第1節 準備期	115
第2節 初動期	118
第3節 対応期	120
第11章 保健	122
基本理念と目標	122
第1節 準備期	122
第2節 初動期	129
第3節 対応期	132
第12章 物資	140
基本理念と目標	140
第1節 準備期	140
第2節 初動期	142
第3節 対応期	143
第13章 市民生活及び市内経済の安定の確保	144
基本理念と目標	144
第1節 準備期	144
第2節 初動期	147
第3節 対応期	148

はじめに

1 計画策定の趣旨

2020（令和2）年1月に日本国内で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認され、群馬県（以下「県」という。）内においても、同年3月に初の感染者が確認された。

この新型コロナの感染拡大により、前橋市（以下「市」という。）においても市民の生命及び健康が脅かされ、全ての市民が様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。また、我が国で初めて新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）が発出されたほか、まん延防止等重点措置（特措法第2条第3項に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置をいう。以下同じ。）が講じられ、これらをもとに発出された市民への外出自粛や飲食店等への営業時間短縮等の要請は、市民生活及び社会経済活動に大きく影響を与えることとなった。

この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、市民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者など、国を挙げての取り組みが進められてきた。

今般、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）を踏まえた関連法の改正や、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）の改定等が行われ、また、県が群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を2025（令和7）年3月に全面改定したことを受け、2014（平成26）年に策定した前橋市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）について、新型コロナ対応で得られた経験や教訓をもとに、全面的に改定することとした。

感染症危機は、決して新型コロナ対応で終結したのではなく、次なる感染症危機は今後必ず到来する。このため、市行動計画に基づき感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を確認しながら、迅速かつ着実に必要な対策を実施していくことで、感染拡大防止と社会経

COVID-19 …… 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

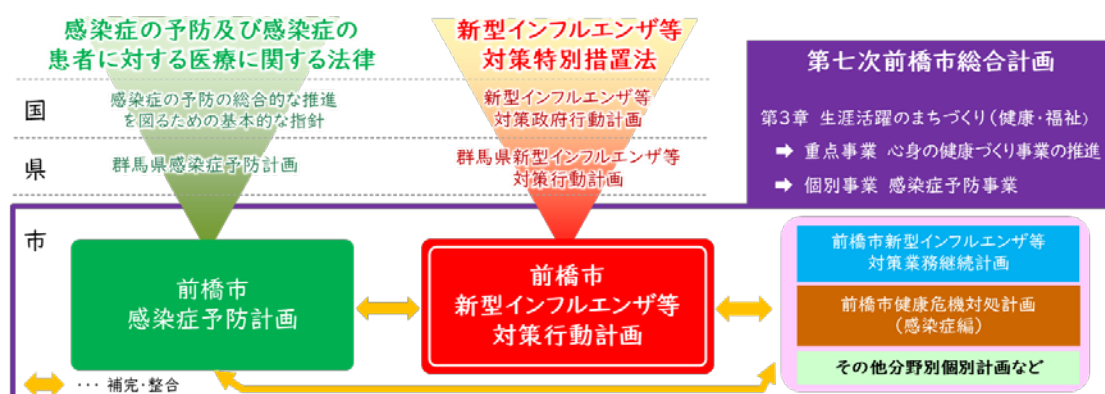
済活動のバランスを踏まえつつ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものとする。

2 計画の位置づけ

市行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する市町村行動計画であり、同法第6条の規定に基づき国が策定した政府行動計画及び同法第7条の規定に基づき県が策定した県行動計画の内容を踏まえたものである。

また、第七次前橋市総合計画の健康・福祉分野における重点施策をもとに、市の感染症対策に関連する感染症予防計画や健康危機対処計画等各種計画と整合性を図ったものである。

【 図1 前橋市計画体系（一部抜粋） 】



新型コロナウイルス感染症等 …… 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、瞬く間に世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020（令和2）年以降新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こすなど、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き、世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えておくことが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取り組みが求められる。このことから、**ワンヘルス・アプローチ**の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進をはじめとした日頃からの着実な取り組みにより、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

ワンヘルス・アプローチ …… 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その**感染性**の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

特措法は、**病原性**が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、都道府県、市区町村、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置（特措法第2条第4号に定義する新型インフルエンザ等緊急事態措置をいう。以下同じ。）等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる**新型インフルエンザ等**は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重

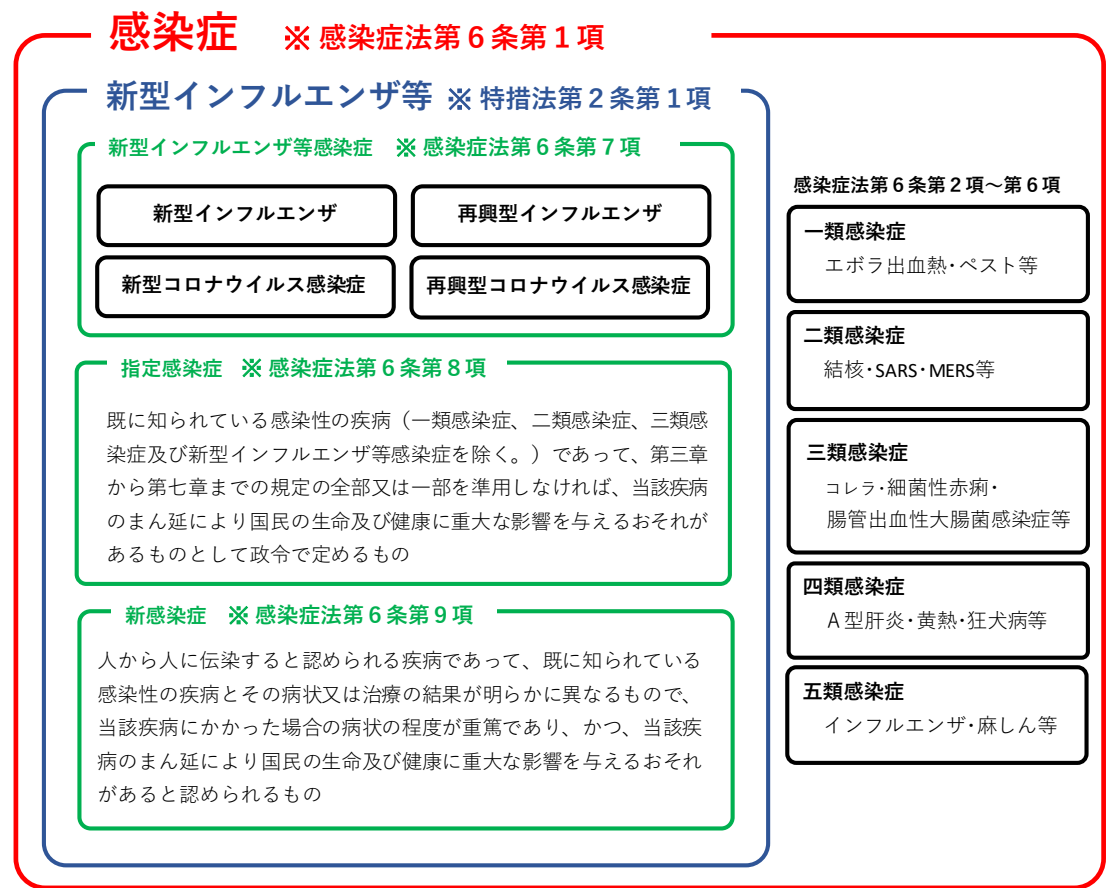
感染性・・・ 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

病原性・・・ 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

新型インフルエンザ等・・・ 特措法第2条第1号

篤となるおそれがあるものであり、具体的には、**新型インフルエンザ等感染症**、**指定感染症** 及び**新感染症**である。

【 図2 市行動計画で用いる感染症に係る用語 】



新型インフルエンザ等感染症 …… 感染症法第6条第7項

指定感染症 …… 感染症法第6条第8項

新感染症 …… 感染症法第6条第9項

第3節 政府の感染症危機管理の体制

次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能を強化するため、政府は内閣法（昭和22年法律第5号）を改正し、2023（令和5）年9月に内閣官房に統括庁を設置した。この統括庁は、感染症対応に係る関係省庁に対する総合調整を平時から有事まで一貫して統括する組織である。

あわせて、政府は感染症対応能力を強化するため、同月に厚生労働省に感染症対策部を設置した。

さらに、政府は国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う組織として、2025（令和7）年4月に国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下「JIHS」という。）を設置した。

このように、政府は感染症危機管理の体制として、統括庁を司令塔組織とし、厚生労働省をはじめとする関係省庁との一体的な対応を確保し、JIHSから感染症危機管理に係る科学的知見の提供を受ける体制を整備している。

第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 市行動計画の作成

本市においては、国が策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」を踏まえ、2009（平成 21）年に、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実に講じるため、市長を本部長とする「前橋市新型インフルエンザ対策本部」を設置するとともに、中核市移行と保健所設置を経て、「前橋市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

また、同年に、メキシコで確認された新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）が世界的に大流行し、国内においても約 2,000 万人が罹患したと推計された。この経験を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザに備えるため、2011（平成 23）年に国が行動計画を全面的に改定した。さらに、2012（平成 24）年には、新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）対応の教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるため、特措法が制定されたことを受けて、2013（平成 25）年に同法第 6 条の規定に基づく政府行動計画が国によって、また、同法第 7 条の規定に基づく県行動計画が県によってそれぞれ策定された。

これを受けて、本市においても、感染症に関する専門的な知識を有する者やその他の学識経験者の意見を踏まえ、新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）の検証を行い、2014（平成 26）年に、市行動計画の改定を行った。

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を示すとともに、指定地方公共機関等が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、市は、必要に応じて見直しを行い、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

2019（令和元）年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で新型コロナが発生し、2020（令和2）年1月には我が国でも感染者が確認された。

その後、同月には閣議決定によって国の新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、同年2月には、県においても、群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部をはじめ、感染症危機管理チーム及び帰国者・接触者外来とあわせて相談センターも設置された。さらに、同年3月には特措法が改正され、新型コロナが特措法の適用対象となり、特措法に基づく緊急事態宣言が発出される状況となった。

こうした状況の中で、本市においては、2020（令和2）年4月に前橋市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、医療提供体制の強化、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性及び状況の変化に応じて様々な新型コロナ対応を行ってきた。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した2023（令和5）年5月8日、新型コロナが感染症法上の5類感染症に位置付けられ、国の同対策本部及び基本的対処方針が廃止された後、県及び市においても、各対策本部を廃止した。

今般、3年超にわたって特措法に基づいた様々な新型コロナ対応が行われた経験を通じて、感染症危機が社会のあらゆる場面に影響し、市民の生命及び健康だけではなく、経済や社会生活の安定にも大きな脅威となることが浮き彫りとなった。

また、新型コロナ対応では、全ての市民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と何度も向き合うこととなった。このことから、感染症によって引き起こされるパンデミックに対しては、社会全体の危機管理として対応する必要があるとともに、感染症危機は、決して新型コロナ対応で終結したわけではなく、次なる感染症危機が必ず到来することを想定して備えておく必要性が強く認識された。

第3節 市行動計画改定の目的

市行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機に向けて対策等を充実させ、万全な対応を行うためのものである。

2023（令和5）年9月から国が**新型インフルエンザ等対策推進会議**（以下「推進会議」という。）において新型コロナ対応を振り返り、**課題を整理した**ところ、

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

が主な課題として挙げられた。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

このため、こうした社会を目指すためには、

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現する必要があるとされた。

これらの目標を実現できるよう、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて市行動計画を全面改定するものである。

新型インフルエンザ等対策推進会議 …… 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

課題を整理した …… 推進会議において、2023（令和5）年12月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」として取りまとめられた。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することも不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、本市への侵入も防ぐことは難しいと考えられる。病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康、また、市民生活及び市内経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、市民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に集中した場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

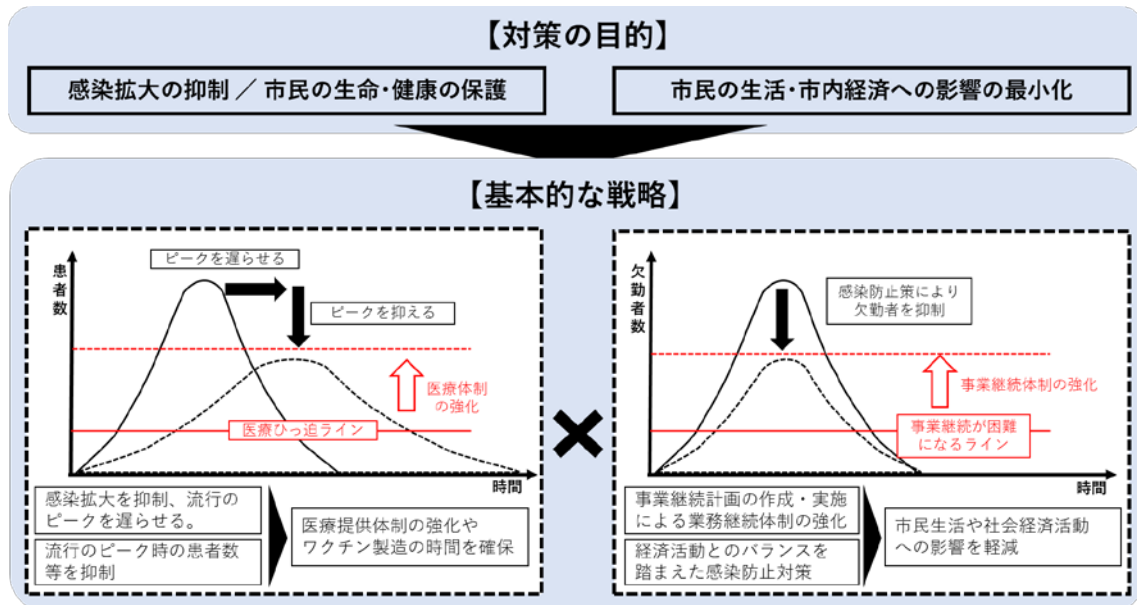
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- 医療提供体制への負荷を軽減するとともに、強化を図るなど、適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市内経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- 市民生活及び市内経済の安定を確保する。
- 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- 業務継続計画の実施等により、業務の最適化に努める。

【 図3 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 】



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。このため、市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、科学的知見及び国や県の方針等も踏まえながら、社会状況及び医療提供体制等も考慮して、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。（具体的な対策については、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取り組み」において記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、**薬剤感受性**等）、流行の状況、地域の実情等を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市内経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等に基づき記載するものの中から、実施すべき対策を選択し実行する。

● 発生前の段階（準備期）

地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の供給体制の整備、市民に対する啓発や企業等による業務継続計画の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善など、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

薬剤感受性 …… 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

● 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）

直ちに初動対応の体制に切り替えるとともに、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提として対策を行う。海外で発生している段階で、市内における万全の体制を構築するためには、関係機関と早期からの情報共有等を行い、速やかに感染症対応を行うことができる体制の構築を進め、感染拡大のスピードをできる限り遅らせることを念頭に行動する。

● 県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）

国や県等と連携し、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討のほか、状況に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請への協力や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、国内外の発生当初の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定して、封じ込めを念頭とした対策を実施する。また、常に新しい情報を収集・分析するとともに、対策の必要性を評価しながら、さらなる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。なお、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小や中止等の見直しを行う。

● 県内・市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）

国及び県の方針を踏まえ、県、他市町村及び事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び市内経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。その一方で、変化する状況に対策が適合しなくなるなど、様々な事態が生じることが想定される。このため、社会の状況や市内の実情等に応じて、臨機応変に対処するため、県等と連携して医療機関を含めた現場が動きやすくなるように配慮及び工夫をしながら柔軟に対策を講ずる。

● ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）

科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていく。

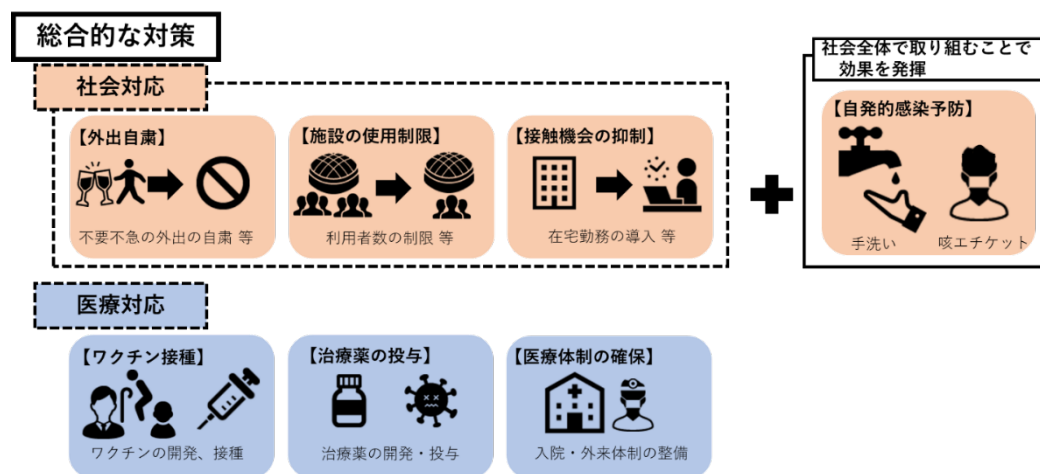
- 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、県が行う不要不急の外出の自粛要請や、施設の使用制限等の要請のほか、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策とワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが重要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことで効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場の感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大防止の観点から、継続させる重要業務を絞り込むなどの対策について積極的に取り組んでもらう必要がある。また、従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることを周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いや口腔の保清、マスク着用等をはじめとした咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本であり、特に、ワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、これらの公衆衛生対策がより重要となってくる。

【 図4 新型インフルエンザ等の対する総合的な対策 】



収束 …… 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査や医療提供の体制整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況及び社会経済等に合わせて、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価における大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の**典型的な考え方を示す**。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切り替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取り組み」の部分で具体的に記載する。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の「(1)の有事のシナリオの考え方」を踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化及び状況の変化等に応じて幅広く対応するため、

典型的な考え方を示す …… リスク評価の大括りの分類とそれぞれのケースにおける対応について、例として、まん延防止であれば、第3部第6章第3節の記載を参照。

初動期及び対応期において、対策の柔軟かつ機動的な切り替えができるよう以下のとおり区分し、有事のシナリオを想定するとともに、時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

● 初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、国の新型インフルエンザ等対策本部（以下「**政府対策本部**」という。）が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

● 対応期（B～D）

以下のBからDまでの時期に区分する。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期（B）
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期（C－1）
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C－2）
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

○ 対応期：封じ込めを念頭に対応する時期（B）

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。ただし、この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意する。

さらに、その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切り替えの観点から、以下のように区分する。

○ 対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期（C－1）

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を

考慮しつつ確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

○ 対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C－2）

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮しながら科学的知見に基づき、対策を柔軟かつ機動的に切り替える。また、ワクチン接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、接種体制を構築し、接種を推進する。

○ 対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

最終的に、ワクチン等により集団の免疫の獲得が進み、病原体の変異により病原性や感染性等の低下及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取り組み」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」（C－1）においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。なお、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

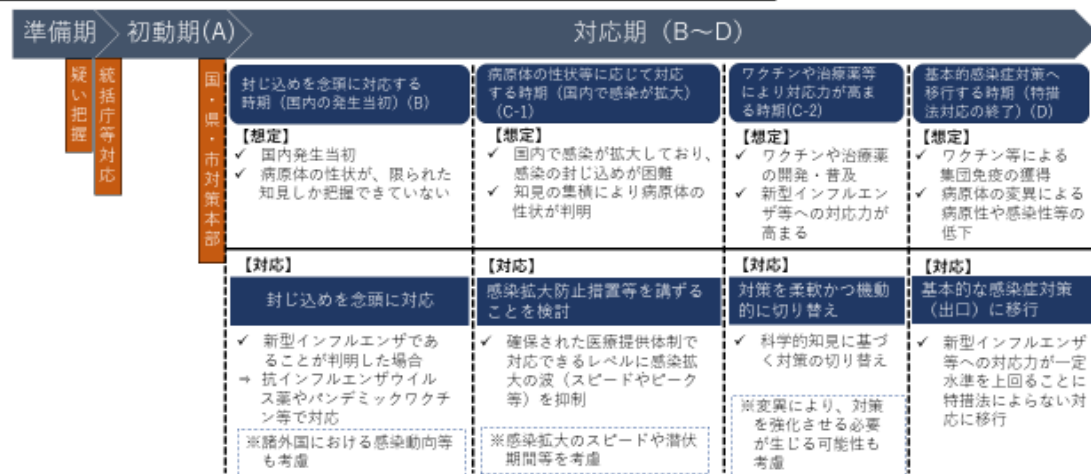
また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」（C－2）については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」（D）を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に^{こども}や若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入のあり方も変化することに留意しつつ対策を定める。

こども … 県行動計画では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(2021年12月21日閣議決定)に倣い、法令上の用語等を除き、「こども」という表記を使用している。市行動計画上もこれに倣う。

【 図5 感染症危機における有事のシナリオ 】

感染症危機における有事のシナリオ（対応の大きな流れ）



※市対策本部は、特措法の緊急事態宣言前は必要に応じて設置するもの

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画等に基づき、国、県及び関係機関は相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すとともに、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下のアからオまでの取り組みを行うことにより、平時からの備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

イ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内で発生した場合も含めて様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

ウ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

エ 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事に速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、**リスクコミュニケーション**等について平時からの取り組みを進める。

リスクコミュニケーション … 個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

オ 連携等のためのD Xの推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国、県及び他市町村との連携の円滑化等を図るためのD Xの推進のほか、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済等のバランスを踏まえた対策の切り替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市内経済への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下のアからオまでの取り組みを行うにより、感染拡大防止と社会経済等のバランスを踏まえて対策を切り替えるなど円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と、市民生活及び市内経済等に及ぼす影響が最小となるよう努める。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切り替え

対策の切り替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。市は、県等と連携し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

イ 市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には市予防計画等に基づき、県が行う医療提供体制の速やかな拡充に協力しつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制する。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済活動に与える影響にも十分留意する。

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切り替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や県が行う医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済活動等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

エ 対策項目ごとの時期区分

県が、国や県のリスク評価に基づく目安等を示している場合は、それらを踏まえて適切な時期に対策の切り替えを実施する。

オ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な

場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取り組みを通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有を行い、適切な判断や行動が取れるように促す。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が講じられる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。このため、特措法による要請や行動制限等に際して、市民等の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとする。

また、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を阻害する原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

このほか、感染症危機に当たっても市民等の安心を確保し、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意するなど、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるような制度設計がされている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、または、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等による対策の有効性等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ることに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

前橋市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部及び群馬県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に関する関係機関等との総合調整を行うよう県へ要請を行う。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設をはじめとした社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄の取り組み及び県が行う医療提供体制の強化等に協力するとともに、避難所施設の確保を進めるほか、県及び市において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整える。

また、感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、県及び市は、必要に応じて避難所における感染症対策を強化するとともに、自宅療養者等への情報共有や避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

市対策本部 …… 特措法第 34 条

県対策本部 …… 特措法第 22 条

総合調整を行うよう県へ要請を行う …… 特措法第 36 条第 2 項

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取り組み等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

なお、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

(2) 県及び市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、

責務を有する …… 特措法第3条第1項

推進に努める …… 特措法第3条第2項

国際協力の推進に努める …… 特措法第3条第3項

新型インフルエンザ等対策閣僚会議 …… 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」

（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催。

関係省庁対策会議 …… 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催

指定行政機関 …… 災害対策基本法第2条第3号

その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【 県 】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保や、まん延防止に関する的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これらの準備を活用し、感染症有事には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取り組みにおいては、本市を含めた保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）、感染症指定医療機関等で構成される群馬県感染症対策連携協議会（以下「県連携協議会」という。）等を通じ、県予防計画や県医療計画等について協議を行うことが重要である。また、県予防計画に基づく取り組み状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取り組みを実施するとともに、見直しを図っていく。

【 市 】

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められるが、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

さらに、保健所設置市である本市については、感染症法において、まん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められていることから、保健所や検査体制等の対応能力について計画的に準備を行うとともに、市が策定

責務を有する …… 特措法第3条第4項

感染症指定医療機関 …… 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、県行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

群馬県感染症対策連携協議会 …… 感染症法第10条の2

した感染症予防計画に基づく取り組み状況を毎年度県に報告し、進捗確認を行う。また、感染症有事には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

市は、県とまん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図っておく。その際は以下の点に留意すること。

- 市行動計画を作成する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、他の地方公共団体の意見を聴く（特措法第8条第3項）等の特措法に定められる連携方策を確実に実施すること。
- 他の地方公共団体と共同での訓練の実施に努めること（特措法第12条第1項）。

（３）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修や訓練を実施するとともに、個人防護具をはじめとした**感染症対策物資**等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者等の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県の各協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣等を行う。

（４）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、**特措法に基づき**、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

感染症対策物資等 …… 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第2条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

特措法に基づき …… 特措法第3条第5項

（５）登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する「特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者」については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に**実施するよう努める。**

（６）一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための**適切な措置を講ずるよう努める**必要があるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うなどの対策に努める。

（７）市民の役割

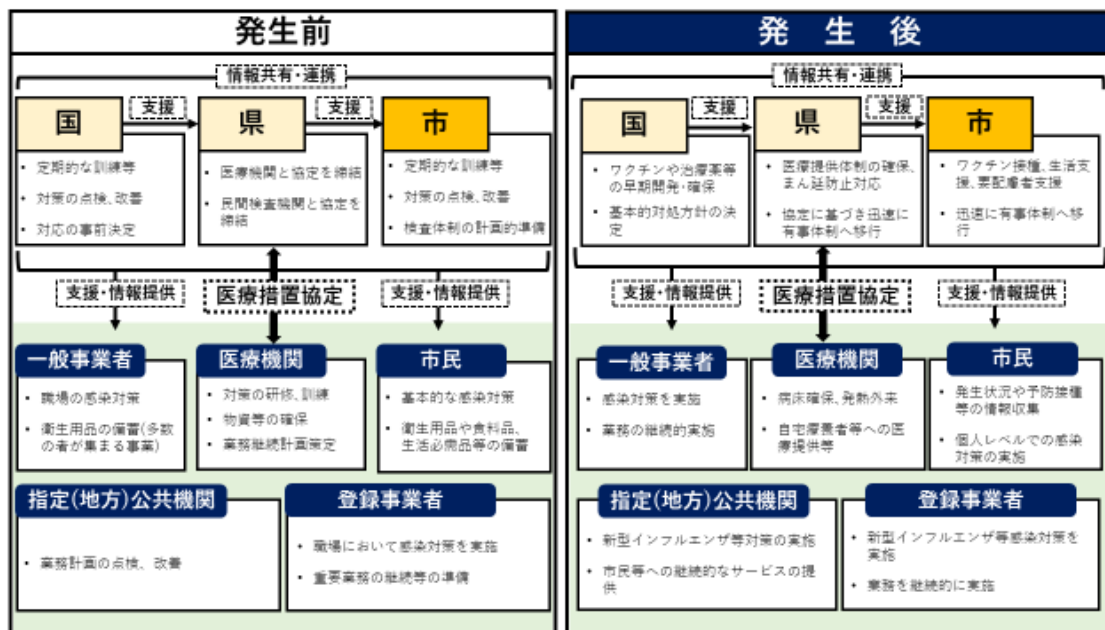
新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を**実施するよう努める。**

実施するよう努める …… 特措法第 4 条第 1 項（事業者及び国民）及び第 3 項（登録事業者）

適切な措置を講ずるよう努める …… 特措法第 4 条第 1 項及び第 2 項

【 図 6 対策推進のための役割分担 】



第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

第1節 市行動計画における対策項目等

(1) 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市内経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための具体的な対策を定めるものである。

このため、それぞれの対策の切り替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の13項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- ⑧ 医療
- ⑨ 治療薬・治療法
- ⑩ 検査
- ⑪ 保健
- ⑫ 物資
- ⑬ 市民生活及び市内経済の安定の確保

(2) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら以下のアからウの視点に留意することが重要である。

ア 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが重要である。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取り組みを行うことが重要である。

また、将来の感染症危機において地域の対策のリーダーシップをとることができる人材を確保することも重要である。特に、感染症対策に関して専門的な知見を有し、情報収集や対応策の検討を担い、さらには感染症研究や感染症対策の現場においても活躍できる人材を育成し、確保することは極めて重要である。

こうした人材育成については、市は感染症に関する学会や国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会の活用や、J I H S が厚生労働省の委託を受けて実施している「**実地疫学専門養成コース（F E T P）**」等の取り組みや、こうしたコースの修了者等の知見を得て、感染症対策をはじめ公衆衛生や疫学の専門家等の養成を地域で進め、キャリア形成を支援するほか、市における感染症対策の中核となる保健所等の人材の確保及び育成や配置のあり方、キャリア形成の支援を行うことが重要である。

また、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施や、衛生環境研究所及び地域の医療機関等との連携強化のほか、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制を構築することを想定した研修や訓練をはじめ、日頃からの感染症対応部門と危機管理部門との連携や連動等の取り組みも重要となってくる。

あわせて、新型インフルエンザ等の発生時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する「**I H E A T**」について、地域保健法（昭和 22 年法

実地疫学専門家養成コース（F E T P） …… Field Epidemiology Training Program の略称であり、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するためのコアとなる実地疫学者を養成するコース。

I H E A T …… Infectious disease Health Emergency Assistance Team の略称であり、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。

律第 101 号) における位置付けが設けられたことを踏まえて、支援を行う **I H E A T 要員**の確保や育成等にも継続的に取り組む必要がある。

さらに、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。このため、災害対応等と共通するノウハウや知見を活用した研修及び訓練による人材育成に取り組む必要がある。

イ 国と県及び市の連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、県及び市の役割は極めて重要である。国と県及び市との適切な役割分担の下、国は基本的な方針を定め、それをもとに、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策を県内の実情に応じて実施する。これを受けて、市は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割を担う。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国と県及び市町村の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は都道府県間の連携、県と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行っておくことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階から迅速な対応を行うためには、感染症危機の際に、新型インフルエンザ等に関するデータ及び情報の円滑な収集や共有・分析等を可能とすることが求められる。このため、平時から国と県及び保健所設置市の連携体制やネットワークの構築に努める。

また、県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時に住民、事業者及び関係機関等に対し、事務負担に配慮しながら、できる限り分かりやすい形で適切な情報提供・共有を行う。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、平時から国と県及び市町村が意見交換を進め、国の新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の立案及び実施に当たり、対策の現場を担う県及び市町村の意見が適切に反映されるよう、国と対話を行うことが重要である。また、国と県及び市町

村が共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。

ウ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年、情報通信技術等の発達によって取り組みが進みつつあるDX（デジタル・トランスフォーメーション）は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間のリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等を想定したデータの利活用の促進により、新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

例えば、新型コロナ対応においては、急激な感染拡大に伴い、感染症法に基づく発生届の届出数が増え、保健所職員の入力業務等の負担が著しく増加した。このため、国は2020（令和2）年から「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」により、医療機関から発生届のオンライン提出ができるように整備した。また、後に患者本人による自身の健康状態のオンライン報告も可能とし、保健所業務の負担軽減を図った。

県においても、国に先駆けて健康観察システム（LAVITA）を導入したほか、SMS一斉送信サービスを活用し電子申請システムによる患者調査を可能とし、保健所の負担軽減を図った。

このほか、医療機関等情報支援システム（G-MIS）や群馬県統合型医療情報システムによる県内の医療機関における病床の使用状況や感染症対策物資等の確保状況等の一元的な把握など、業務の効率化とともに、情報収集の迅速性を確保するための取り組みが行われた。

DX（デジタル・トランスフォーメーション） … 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日閣議決定）における定義では、企業が外部エコシステム（顧客、市場）の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム（組織、文化、従業員）の変革を牽引しながら、第3のプラットフォーム（クラウド、モビリティ、ビッグデータ／アナリティクス、ソーシャル技術）を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアル両面で顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創造し、競争上の優位性を確立すること。

医療機関等情報支援システム（G-MIS） … Gathering Medical Information System の略。
全国の医療機関から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム

このように、新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療DXを含め、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠である。

DX推進の取り組みとして、国は、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めるとともに、国と県及び市町村、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤の整備を進めていく。また、国及びJ I H Sは、ワクチンや治療薬等の研究開発の基盤構築のための臨床情報の収集に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつも、電子カルテから情報を抽出する体制を構築する等、治療薬の研究開発や治療法の確立に役立つよう整備を行っていく。これらのほか、国は医療機関における発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進めている。

この流れを受けて、県は、国のDX化を踏まえ、市町村と連携し、積極的疫学調査や入院、宿泊療養等の調整、自宅療養者に係る情報共有等に係るDX化の検討を進める。また、市においても、国や県によるDX化に積極的に協力する。なお、こうした取り組みを進めていくに当たっては、多様性等にも配慮した、市民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

医療DX …… 保健・医療・介護の各段階において発生する情報やデータを、全体最適された基盤を通して、保健・医療・介護関係の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えること。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取り組み等

第1節 市行動計画等の実効性確保

(1) 統計等データを活用した政策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取り組みについて、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えに当たっての対応時はもとより、平時から適切なデータの収集とその分析ができる体制のもと、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用しながら政策を推進する。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取り組みを継続的に行うことが重要である。

新型コロナの経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取り組みを通じて、平時から機運の維持を図る。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行う。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

県は、定期的なフォローアップを通じた取り組みの改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、県予防計画や県医療計画をはじめとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況、政府行動計画の改定状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに県行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとしている。

なお、市は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じて、市行動計画の見直しを行う。

また、上記にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験をもとに政府行動計画等が見直された場合は、必要に応じて、市行動計画についても見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取り組み

第1章 実施体制

基本理念と目標

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市内経済に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。その際は、国、県、市町村、J I H S、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、関係機関とも協調しながら、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、市においては、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。また、新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備をもとに、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、市は、事態を的確に把握し、関係機関と連携して取り組みを推進することが重要である。そのため、あらかじめ関係機関の役割を整理するとともに、有事に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関との連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1. 行動計画等の作成や体制整備・強化

担当：防災危機管理課 保健総務課 保健予防課

- ① 市は、市行動計画を作成・変更する。その際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。なお、市の業務継続計画については、市行動計画や県の業務継続計画との整合性等にも配慮しながら作成する。
- ③ 市は、県が対策本部を設置したときに、速やかに市対策本部（任意設置を含む）を立ち上げられるよう体制を整備する。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、平時から市の健康危機対処計画に定める研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や全庁の役割分担に関する調整を行う。
- ⑤ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材や職員等の育成等を行う。特に、国やJ I H Sの研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所等の人材の確保や育成に努める。

1-2. 実践的な訓練の実施

担当：防災危機管理課 保健総務課 保健予防課

市は、市行動計画等の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-3. 関係機関との連携の強化

担当：防災危機管理課 保健総務課 保健予防課

- ① 国、県、市及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

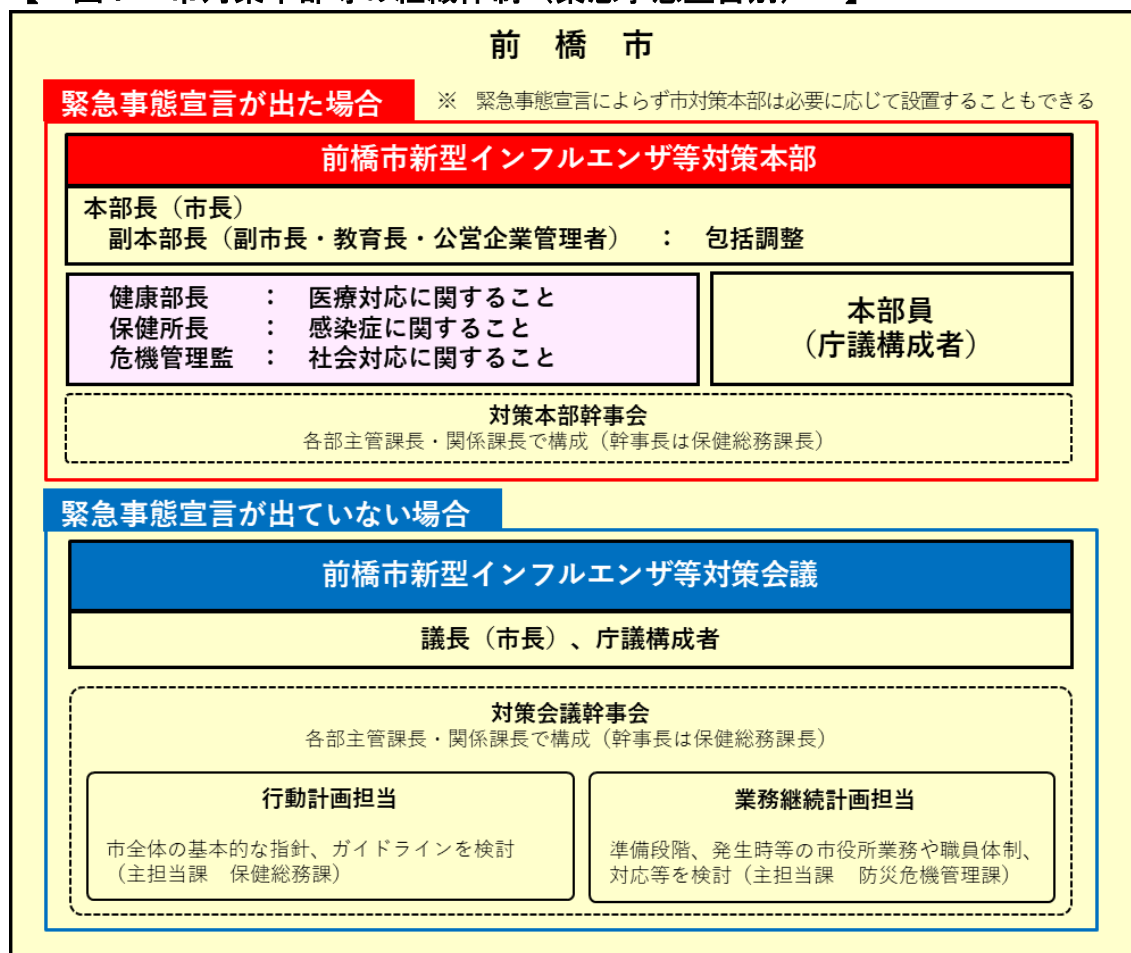
- ② 国、県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。
- ③ 市は、県とともに県連携協議会等を活用し、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有のあり方等について協議する。
- ④ 市は、特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

1-4. 市の組織体制及び各所属の役割分担

担当：関係部署

市は、新型インフルエンザ発生時に迅速に対応を行うため、新型インフルエンザ等対策にかかる有事の組織体制及び各所属の主な役割を次のとおり定める。

【 図 7 市対策本部等の組織体制（緊急事態宣言別） 】



【 図 8 対策本部等の組織体制 】

構成員	職 名 等
本部長（議長）	市 長
副本部長（副議長）	副市長、教育長、公営企業管理者 ： 包括調整
本部員（委員）	健康部長 ： 医療対応に関すること 保健所長 ： 感染症に関すること 危機管理監 ： 社会対応に関すること
	総務部長、未来創造部長、デジタル政策担当部長、財務部長、市民部長、大胡支所長、宮城支所長、粕川支所長、富士見支所長、文化スポーツ観光部長、福祉部長、こども未来部長、環境部長、産業経済部長、農政部長、都市計画部長、建設部長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、教育次長、指導担当次長、上下水道部長、消防局長
事務局	健康部保健総務課総務企画係
所管事項	・ 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること ・ 社会機能の確保等に関すること ・ その他必要と認められる事項

※構成員の（ ）内は対策会議の場合

【 図 9 新型インフルエンザ等対策にかかる各部署の主な役割 】

部局等	事務担当部署	主な役割
各部共通	各課共通	・ 市の業務継続に関すること ・ 職場の感染対策及び、関係機関への感染予防、感染防止対策の要請に関すること ・ 市民、事業者への呼びかけ、情報提供に関すること ・ 所管施設の閉鎖、感染対策及び閉鎖解除の実施に関すること ・ 関係団体のイベント、集会の自粛等に関すること ・ 国、県からの要請への協力に関すること
総務部	秘書課 職員課 文書法制課 契約監理課 防災危機管理課	・ 危機管理（社会対応面）の総合調整に関すること ・ 本部長、副本部長の秘書に関すること ・ 国、県及び関係機関への派遣要請に関すること ・ 派遣職員の受け入れ、配置に関すること ・ 職員の総合調整、健康管理に関すること ・ 対策に係る物品、応急資機材の調達及び工事等の契約・監理に関すること

部局等	事務担当部署	主な役割
未来創造部	政策推進課 交通政策課 広報ブランド戦略課 情報政策課	・ 公共交通機関（バス・電車・タクシー）の運行確保に関すること ・ 情報関連システム全般への対応に関すること ・ 発生に関する広報活動に関すること ・ 対策状況等の写真撮影及び記録・保存に関すること ・ 報道機関との連絡調整に関すること
財務部 （財務部・会計室）	財政課 資産経営課 収納課 市民税課 資産税課 会計室	・ 緊急対策予算の調製、編成及び執行管理に関すること ・ 感染対策に必要な現金の調達及び保管出納に関すること ・ 市庁舎の衛生管理に関すること ・ 発生時の応急主要食糧の確保、配分及び配送に関すること
市民部	市民協働課 共生社会推進課 市民課	・ ボランティアの受入、配備及び連絡調整に関すること ・ 自治会への対応に関すること ・ 発生に関する広聴活動に関すること ・ 遺体の埋火葬に関すること ・ 遺体の収容の協力、一時安置施設の確保等に関すること ・ 火葬体制の確保に関すること
文化スポーツ観光部	文化国際課 スポーツ課 観光政策課	・ 外国人への情報提供及び対応に関すること ・ 文化施設の使用制限に関すること ・ スポーツ施設の使用制限に関すること ・ 観光施設の感染対策に関すること
福祉部	社会福祉課 長寿包括ケア課 介護保険課 障害福祉課 指導監査課	・ 社会福祉施設等の感染予防・まん延防止に関すること ・ 高齢者及び障害者等の状況把握・報告に関すること ・ 高齢者、児童及び障害者等要援護者の支援に関すること
こども未来部	こども政策課 こども支援課 こども施設課	・ 乳幼児、妊産婦の支援に関すること ・ 保育所（園）等の臨時休業に関すること

部局等	事務担当部署	主な役割
健康部 (保健所)	保健予防課 健康増進課 保健予防課 衛生検査課 国民健康保険課	・ 新型インフルエンザ等発生時の対策に関する事 ・ 新型インフルエンザ等対策本部に関する事 ・ 新型インフルエンザ等対策会議に関する事 ・ 新型インフルエンザ等地域医療対策会議に関する事 ・ 感染症法に基づく対応に関する事 ・ 積極的疫学調査に関する事 ・ 医療体制の整備に関する事 ・ 帰国者・接触者外来、電話相談センターの設置に関する事 ・ 感染症サーベイランスに関する事 ・ 予防接種（特定接種・住民接種）に関する事 ・ 市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等との連携に関する事 ・ 国、県等との連絡調整に関する事 ・ 感染防護具の備蓄、放出に関する事 ・ 国民健康保険・後期高齢者医療の医療相談窓口に関する事
環境部	環境政策課 ごみ政策課 ごみ収集課 廃棄物対策課 清掃施設課	・ 感染性廃棄物の廃棄指導等に関する事 ・ ごみ収集処理体制の確保に関する事
産業経済部	産業政策課 にぎわい商業課 公営事業課	・ 生活関連物資等の価格の安定に関する事 ・ 生活必需品の需給の把握に関する事 ・ 生活必需品関係業者等への協力要請に関する事 ・ 生活資金の貸付、経営資金等の融資、相談及びあっ旋に関する事 ・ 企業の事業活動の自粛等に関する事
農政部 (農政部・農業 委員会事務局)	農政課 農村整備課 農業委員会事務局	・ 鳥類、豚のインフルエンザウイルスのサーベイランスへの協力に関する事 ・ 応急食糧等の調達に関する事 ・ 農畜水産業関係団体との連絡調整に関する事
水道局 上下水道部	経営企画課 水道整備課 浄水課 下水道整備課 下水道施設課	・ 上下水道事業の確保に関する事

部局等	事務担当部署	主な役割
消防局	(消) 総務課 予防課 警防課 救急課 通信指令課 各消防署	・ 感染患者等の救急搬送に関すること
教育委員会 事務局	(教) 総務課 教育施設課 文化財保護課 学務管理課 学校教育課 生涯学習課 教育支援課 総合教育プラザ 図書館	・ 学校等における感染対策に関すること ・ 学校等の臨時休業に関すること ・ 教育施設の使用制限に関すること
議会事務局	総務課 議事課	・ 議員への情報伝達及び議員からの情報収集に関すること ・ 議会の運営に関すること
協力部 (都市計画部) (建設部) (選挙管理委員会事務局) (監査委員事務局)	都市計画課 建築指導課 開発指導課 建築住宅課 市街地整備課 区画整理課 道路建設課 道路管理課 東部建設事務所 公園緑地課 公園管理事務所 選挙監理委員会事務局 監査委員事務局	・ 他の部局の応援に関すること
支所部 (大胡支所) (宮城支所) (粕川支所) (富士見支所)	地域振興課 市民サービス課	・ 所管地区の情報収集及び伝達に関すること ・ 所管地区の関係機関等との連絡調整に関すること ・ 他の部局業務の支援に関すること ・ 支所庁舎の衛生管理に関すること

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、市内の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における調整等に基づき、市は、県及び関係機関との連携における対策の**実施体制**を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

担当：防災危機管理課 保健総務課 保健予防課 衛生検査課 消防局

- ① 県対策本部設置前に県内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、市は、関係部署等で情報共有を行う。また、市内で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、必要に応じて、国、県及び関係機関に報告する。
- ② 市は、県等と連携しながら、国内外における発生動向等に関する情報収集・分析を強化し、効果的かつ迅速に実施するとともに、速やかにリスク評価を行い、その結果を共有する。
- ③ 市は、必要な体制整備が可能となるよう、全庁的な関係部署等との調整や連携等の対応を進める。

2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

担当：職員課 防災危機管理課 保健総務課 保健予防課 衛生検査課
消防局

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や県が**県対策本部を設置**した場合において、市は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

実施体制 …… 特措法第8条第2項第1号及び第3号

県対策本部を設置 …… 特措法第22条第1項

- ② 市は、市対策本部の設置にあわせて、感染症対策の実務の中核を担う部局の体制を強化するため、全庁から応援職員を招集し、新型インフルエンザ等対策の実施体制を迅速に構築する。
- ③ 市は、必要に応じて、人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

担当：財政課

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国等からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

財政支援 …… 特措法第 69 条、第 69 条の 2 第 1 項並びに第 70 条第 1 項及び第 2 項

地方債を発行する …… 特措法第 70 条の 2 第 1 項。都道府県のほか、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市内経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制のあり方

担当：防災危機管理課 保健総務課

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 対策の実施体制

担当：職員課 防災危機管理課 保健総務課 保健予防課
健康増進課

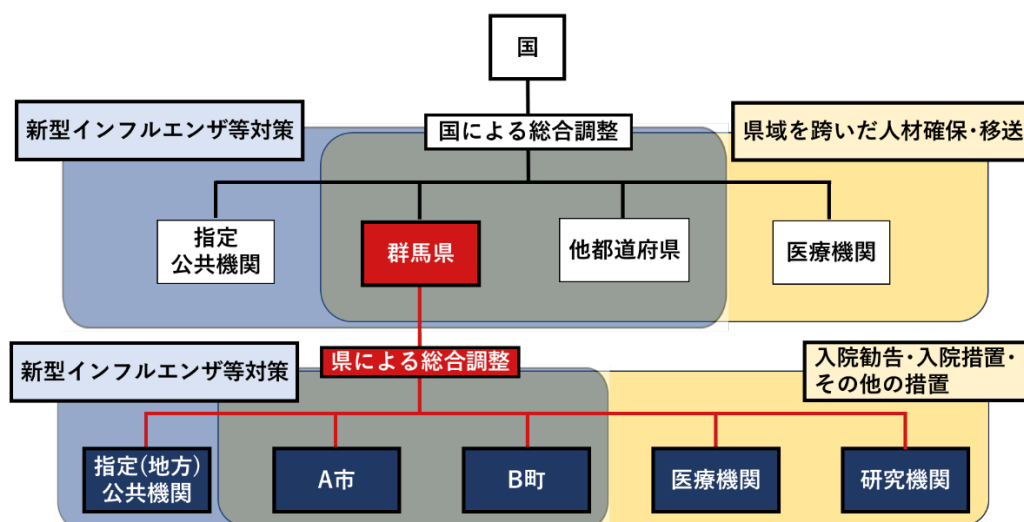
- ① 市は、県と連携し、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。
- ② 市は、初動期に引き続き、必要な体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

3-1-2. 県による総合調整

担当：保健総務課 保健予防課

- ① 市は、市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、県が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、市域にかかる新型インフルエンザ等対策を実施する。
- ② 新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため、県が総合調整を実施する場合には、市は、当該総合調整に従い、感染症法に基づいた、入院勧告又は入院措置その他の措置を行う。あわせて、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があるとして、県から感染症法に定める入院勧告又は入院措置の指示がある場合には、市は、当該指示に従い対策を実施する。

【 図 10 国・県による総合調整 】



群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

担当：保健総務課 防災危機管理課

- ① 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。また、市内に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

- ② 新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため、県が総合調整を実施する場合には、市は、その指示等に従い、感染症法に基づく、入院勧告又は入院措置その他の措置を行う。あわせて、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があり、県から感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関し必要な指示がある場合には、その指示に従う。

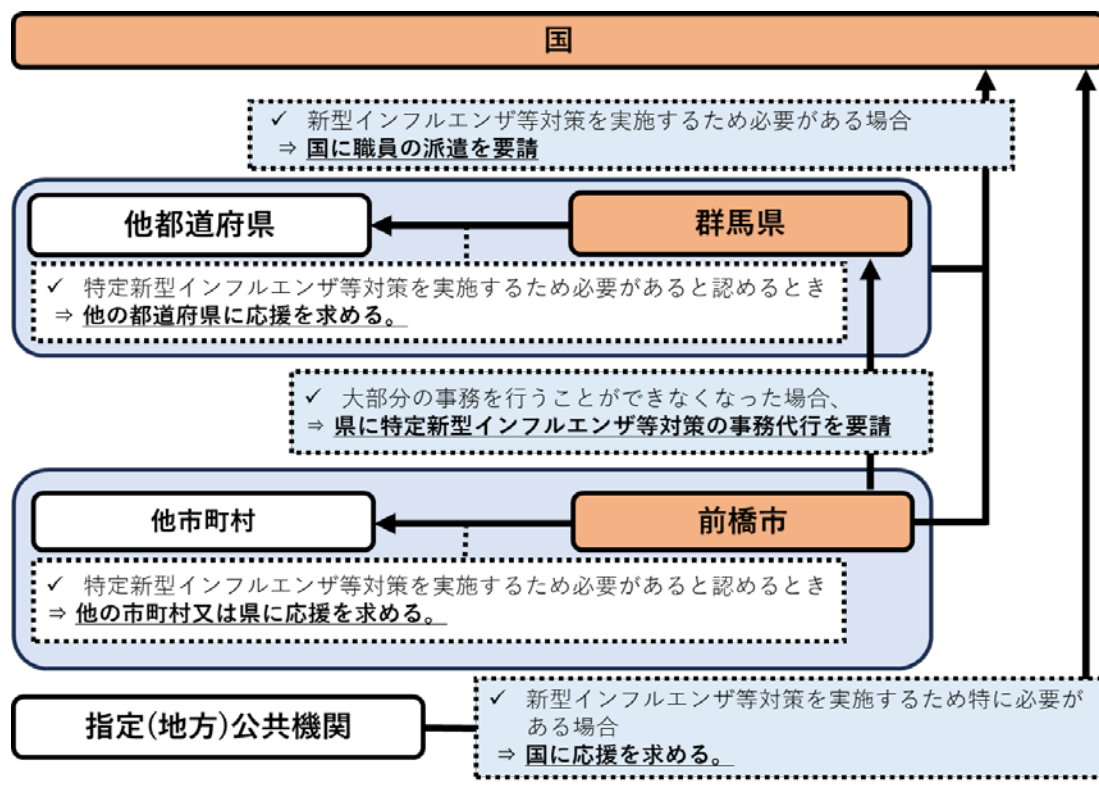
3-2-2. 職員の派遣・応援への対応

担当：職員課 保健総務課

市は、新型インフルエンザ等のまん延により、全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の**応援・代行を要請する**。

また、市は、市内に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は**県に対して応援を求める**。

【 図 11 職員の派遣、応援への対応 】



応援・代行を要請する …… 特措法第 26 条の 2

県に対して応援を求める …… 特措法第 26 条の 6

3-2-3. 必要な財政上の措置

担当：財務課

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行する等財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 市町村対策本部の廃止

担当：防災危機管理課 保健総務課

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

第2章 情報収集・分析

基本理念と目標

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて市民生活及び市内経済との両立を見据えた政策上の意思決定ができるように、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要となる。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、市民生活及び市内経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

このため、**感染症インテリジェンス**の取り組みとして、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、政策上の意思決定及び実務上の判断に必要な情報を提供する。

情報収集・分析の対象となる情報としては、国内外の感染症の発生状況や対応状況、**感染症サーベイランス**等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等の

感染症インテリジェンス …… 感染症インテリジェンスとは、感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報（インテリジェンス）として提供する活動を指す。

感染症サーベイランス …… 有事の感染症サーベイランスにおいても、新たな感染症に対し、症例定義に基づき、患者の発生動向（患者発生サーベイランス）、入院者数、重症者数の収集（入院サーベイランス）、ウイルスゲノム情報の収集（病原体ゲノムサーベイランス）、下水サーベイランス等の複数のサーベイランスを実施する。

ほか、医療提供体制や人流、市民生活及び市内経済等の社会経済活動に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

なお、感染症サーベイランス等については、次章「サーベイランス」で具体的に記載する。

（２）所要の対応

1-1. 実施体制

担当：社会福祉課 長寿包括ケア課 介護保険課 障害福祉課
保健総務課 保健予防課 産業政策課 農政課 教育委員会

- ① 市は、有事に備え、**積極的疫学調査**や臨床研究に必要な情報の収集について、平時から体制を整備する。
- ② 市は、市民生活及び市内経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。

1-2. 平時に行う情報収集・分析

担当：保健総務課 保健予防課

市は、平時から、国や県、他の地方公共団体、医療関係団体等から情報収集し、分析を行う。

1-3. 訓練

担当：保健予防課

市は、国や県、J I H S 等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。

1-4. 人員の確保

担当：職員課 保健総務課 保健予防課

市は、情報収集・分析の円滑な実施のため、関係機関と連携し、平時において、多様な背景の専門性（公衆衛生や疫学、データサイエンス等）を有する感染症専門人材の育成や人員確保、連携、有事に向けた訓練等を行うとともに、有事に必要な人員規模と専門性を確認し、配員調整等を行う。

1-5. 情報漏えい等への対策

担当：広報ブランド戦略課 情報政策課 保健総務課 保健予防課

市は、市内外の感染症サーベイランス等から得られた公表前の市内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の機微情報の漏えい等への対策のため、情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の対応手順について整理する。整理に当たっては、情報連携等を行っている関係機関等とも対応手順を確認しておく。

データサイエンス … 膨大なデータを分析することで、課題解決や意思決定につながる情報や知見などを導き出す手法。ここでは、感染動向に関するシミュレーション作成に関連する分野等での活用が想定される。

第2節 初動期

(1) 目的

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う必要がある。

感染症インテリジェンス体制を強化し、早期に探知された新たな感染症に関する情報の確認や初期段階でのリスク評価を速やかに行い、感染症危機管理上の意思決定等に必要な情報収集・分析を行う。

市は、国や県の情報収集・分析及びリスク評価を踏まえ、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。

(2) 所要の対応

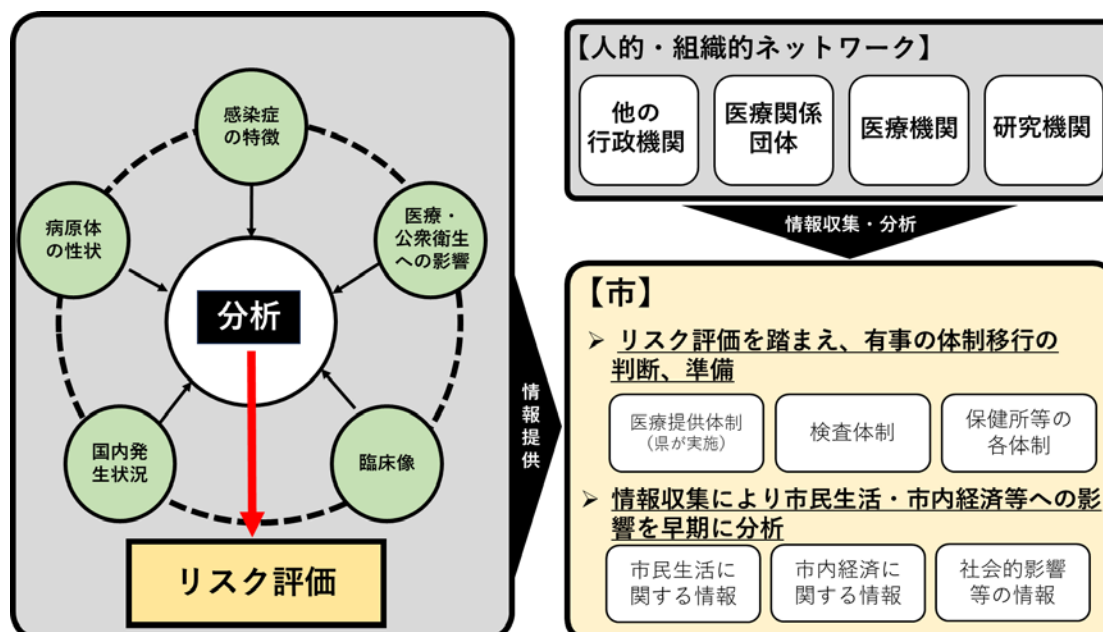
2-1. リスク評価

2-1-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

担当：保健総務課 保健予防課 衛生検査課 産業政策課 消防局

- ① 国及びJ I H Sは、新たな感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、研究機関、検疫所等からの情報、学術論文等の情報、現地での調査による情報、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報等のほか、感染動向に関する様々なシミュレーションの結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。
- ② 県等は、国によるリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。
- ③ 市は、市民生活及び市内経済に関する情報や社会的影響等についても情報収集を行い、感染症危機が市民生活及び市内経済等に及ぼす影響を早期に分析することを目指す。

【 図 12 リスク評価 】



2-1-2. リスク評価体制の強化

担当：保健総務課 保健予防課

市は、国及び J I H S における、必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析を行うための感染症インテリジェンス体制の強化及び継続的なリスク評価の実施に協力する。

2-1-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

担当：保健総務課 保健予防課 消防局

市は、国や県及び J I H S 等と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。

2-2. 情報収集・分析から得られた情報の公表

担当：広報ブランド戦略課 保健予防課

市は、国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、市民等へ分かりやすく提供・共有する。その際は、情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

第3節 対応期

(1) 目的

国は、強化された感染症インテリジェンス体制により、感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に必要な情報収集・分析を行う。

市は、国及び県の情報収集・分析及びリスク評価を踏まえ、市による情報収集・分析によるリスク評価を行う。また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と市民生活及び市内経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切り替え等の意思決定ができるよう、リスク評価を継続的に実施していく。特に、対応期には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に係る要請等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報をはじめ、市民生活及び市内経済の社会的影響等に関する情報については、情報収集・分析を強化する必要がある。

(2) 所要の対応

3-1. 実施体制

担当：保健総務課 保健予防課

国は、J I H S と連携し、新型インフルエンザ等に関する速やかな情報収集・分析及びリスク評価を実施できるよう、感染症インテリジェンス体制を強化する。

また、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直す。

3-2. リスク評価

3-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

担当：保健総務課 保健予防課 衛生検査課 産業政策課 消防局

- ① 市は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、研究機関等の情報や、国、検疫所、J I H S 及び県からの情報、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。

この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。

- ② 市は、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、市民生活及び市内経済に関する情報や社会的影響についても、必要な情報を収集するとともに分析した結果を考慮する。

3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

担当：保健総務課 保健予防課 衛生検査課 産業政策課 消防局

- ① 市は、リスク評価に基づいた、国及び J I H S における感染症インテリジェンス体制の強化に協力する。
- ② 市は、特に市内における感染が拡大した際に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が適用される場合に備え、市民生活及び市内経済に関する分析を強化し、感染症危機が市民生活及び市内経済等に及ぼす影響を把握する。
- ③ 市は、国や県が示す方針等を踏まえながら、市内の感染状況に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。
- ④ 市は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について、国、県及び J I H S から提供される情報を踏まえ、市民等に分かりやすく情報を提供・共有する。

3-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

担当：保健予防課

市は、国、県及び J I H S と連携し、リスク評価に基づいた感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。

3-3. 情報収集・分析から得られた情報の公表

担当：広報ブランド戦略課 保健予防課

市は、国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、住民等へ分かりやすく提供・共有する。その際は、情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

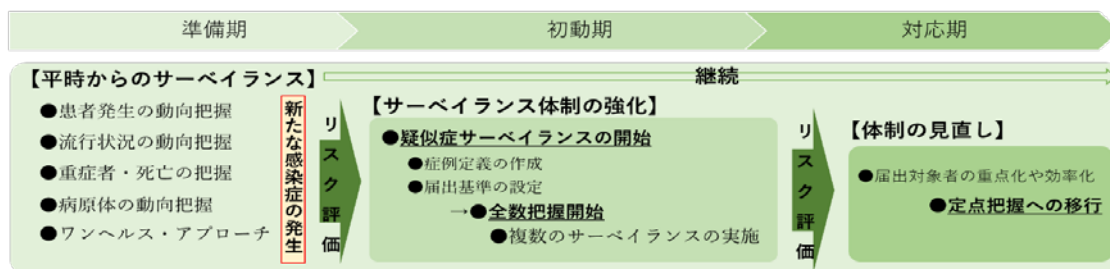
第3章 サーベイランス

基本理念と目標

感染症危機管理上の判断に必要となる、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価については、迅速かつ適切に行うことが重要である。

そのため、市は、新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の整備を行うとともに、感染症発生動向の把握等をはじめとした平時の感染症サーベイランスを実施する。また、新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランス及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

【 図 13 サーベイランスの体制 】



群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋

第1節 準備期

(1) 目的

感染症有事に、発生の早期探知を行い、情報収集・分析及びリスク評価を迅速に行うことが重要である。そのためには、平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築し、システム等を整備することが必要である。

このため、平時から感染症サーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、各地域の新型インフ

サーベイランス …… 政府行動計画上では、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や国内での感染状況等を体系的かつ統一的手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取り組み等のことをいう。

感染症サーベイランスシステム …… 感染症法第12条や第14条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するシステム。新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。

ルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集する。これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

（２）所要の対応

1-1. 実施体制

担当：保健総務課 保健予防課

市は、感染症危機対応時における、業務量の大幅な増加に備え、平時から必要となる体制や役割分担を確認し、速やかに体制を拡充できるよう準備を行う。

1-2. 平時に行う感染症サーベイランス

担当：保健予防課 ごみ収集課 農政課

- ① 市は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、**指定届出機関**における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から全国及び市内の流行状況を把握する。

具体的には、市は週報・月報の報告を定期的実施し、市内の動向を県に報告する。

- ② 市は、国、県及び J I H S 等と連携し、指定届出機関から季節性インフルエンザ患者や新型コロナ等の急性呼吸器感染症患者の検体を入手し、衛生環境研究所に検査依頼を行う。インフルエンザウイルス等の型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報等を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。

- ③ 市は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、国、県及び J I H S のほか、家畜衛生部門、環境衛生部門等と連携し、家きんや豚及び渡り鳥等の野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。

また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。

指定届出機関 …… 感染症法第 14 条第 1 項の規定に基づき知事から指定を受けた病院又は診療所であり、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生状況等届出を担当する機関。

1-3. 人材育成（研修の実施）

担当：保健予防課

市は、国、県及び J I H S 等が実施する研修等を活用し、感染症サーベイランスに関係する人材の育成と確保を図る。

1-4. D X（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

担当：情報政策課 保健予防課

市は、令和 4 年の感染症法改正により、発生届等の電磁的方法による届出が努力義務とされたことを踏まえ、平時より、医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法による発生届及び退院等の届出の提出を促進する。

1-5. 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

担当：広報ブランド戦略課 保健予防課

- ① 市は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスにより得られた分析結果に基づく正確な情報について、市民等へ分かりやすく提供・共有する。
- ② 市は、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

電磁的な方法 …… 感染症法第 12 条第 5 項 6 項、第 44 条の 3 の 6 及び第 50 条の 7 に基づき、電磁的方法により届出を行うよう努めなければならない。

退院等の届出 …… 感染症法第 44 条の 3 の 6 に基づく新型インフルエンザ等感染症の患者、指定感染症の患者（感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定による準用）及び第 50 条の 7 に基づく新感染症の所見がある者の退院等の届出であり、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師により、新型インフルエンザ等感染症の患者、指定感染症の患者及び新感染症の所見がある者が退院し、又は死亡したときに、当該感染症指定医療機関の所在地を管轄する市及び厚生労働省に届け出られる制度。

第2節 初動期

(1) 目的

国内外における感染症危機が発生した際に、発生初期の段階から各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移を迅速かつ的確に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行う必要がある。初動期では、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行うことで、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげていく。

(2) 所要の対応

2-1. 実施体制

担当：保健予防課

市は、県及び衛生環境研究所等と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、国及びJ I H Sによる初期段階のリスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制の整備を進める。

2-2. リスク評価

2-2-1. 有事の感染症サーベイランスの開始

担当：保健予防課

市は、国及び県の方針に基づき、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症が発生した場合には、国の定める疑似症の症例定義により、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを速やかに開始する。また、市は、国、県、J I H S及び関係機関と連携し、新型インフル

疑似症サーベイランス …… 感染症法第14条第7項及び第8項に基づく疑似症サーベイランスであり、厚生労働大臣から通知を受けた県等が、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生したとき等に、管轄する区域内に所在する病院又は診療所の医師に対し、当該感染症の患者を診断し、又は当該感染症により死亡した者の死体を検案したときに届出を求める制度。

エンザ等の患者の全数把握をはじめとする患者発生サーベイランス等の強化により、患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握を強化する。

また、市は、国及び県の方針に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、市民の抗体保有状況等の必要な知見を得るため、入院者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等有事の感染症サーベイランスを開始する。この際に、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体を衛生環境研究所等において、亜型等の同定を行い、市は、J I H Sにそれを報告する。

さらに、市は、国、県及びJ I H Sにおける感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等についての分析に関して協力を行う。国は、これらを踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症サーベイランスの実施体制の強化等の必要性の評価を行う。

市は、国、県及びJ I H Sと連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。

2-3. 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

担当：広報ブランド戦略課 保健予防課

- ① 市は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスから得られた分析結果に基づく正確な情報について、市民等へ分かりやすく提供・共有する。
- ② 市は、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

第3節 対応期

(1) 目的

市は、強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、市民の抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

また、市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

(2) 所要の対応

3-1. 実施体制

担当：保健予防課

市は、国、県及びJ I H Sと連携し、新型インフルエンザ等に関する情報収集を迅速に実施できるよう、リスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備する。

また、国、県及びJ I H Sにおける感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しに協力する。

3-2. リスク評価

3-2-1. 有事の感染症サーベイランスの実施

担当：保健予防課

市は、国、県及びJ I H Sと連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、退院等の届出の提出を求める。また、市は、国、県、J I H S及び関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）及び臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。

なお、国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報や科学的知見が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するとともに、医療現場等の負担も過大となる。

このため、医療機関からの患者報告による定点把握でも感染動向の把握が可能となった際には、患者数の増加に伴う医療機関や保健所等の業務負担も考慮し、国は患者の全数把握の必要性を再評価し、定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制を検討し、適切な時期に移行して、市はこれに従う。

3-3. 感染症のリスク評価に基づくサーベイランス手法の検討、感染症対策の判断及び実施

担当：保健予防課

市は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、市内の感染動向等に応じ、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。

3-4. 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

担当：広報ブランド戦略課 保健予防課

- ① 市は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果及び地域ごとの実情に応じたサーベイランスにより得られた分析結果に基づく正確な情報について、市民等へ分かりやすく提供・共有する。
- ② 市は、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

基本理念と目標

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、県、他市町村、医療機関及び事業者等とのリスク情報とその見方の共有を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションのあり方を整理し、体制整備や取り組みを進める必要がある。

第1節 準備期

(1) 目的

市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるように、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報を受け取る側の反応及び必要としている情報を把握し、さらなる情報提供・共有に生かす方法等について整理する。

リテラシー …… 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

担当：広報ブランド戦略課 文化国際課 社会福祉課 長寿包括ケア課
介護保険課 障害福祉課 こども支援課 こども施設課
保健総務課 健康増進課 保健予防課 衛生検査課 産業政策課
農政課 教育委員会 関係部署

市は、平時から国や県、J I H S 及び衛生環境研究所等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動やその対策等について、市民等の理解を深めるため、マスメディアやSNS活用を含む各種情報伝達媒体により、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい**情報提供・共有を行う**。この際に、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて合わせて啓発する。

また、保育関係施設等や学校、職場等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、保健所やこども未来部、福祉部、教育委員会等が相互に連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。この際に、学校教育の現場をはじめ、こどもに対しても分かりやすい内容となるように留意する。

これらの取り組み等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

担当：広報ブランド戦略課 保健予防課

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的

責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

担当：広報ブランド戦略課 保健予防課

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

1-1-4. 県と市における感染状況等の情報提供・共有

担当：保健予防課

市民にとって最も身近な行政主体である市は、きめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や相談受付等を実施する。

また、新型インフルエンザ等の患者の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得るため、市は、新型インフルエンザ等の患者情報等、県が必要と認める情報の提供・共有を行う。なお、当該情報連携の手順等について必要に応じて両方で検討する。

1-1-5. 市における情報提供・共有

担当：広報ブランド戦略課 保健予防課

市は、有事において速やかに感染症情報の市民等への情報提供・共有が図ることができるように、必要な体制を整備する。また、関係部署で情報提供・共有の方法等を整理する。

また、準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有が、有用な情報源として市民等から

感染症対策の妨げにもなること等について啓発する …… 特措法第13条第2項

インフォデミック …… 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

認知されるとともに、信頼されるよう努めるとともに、県との連携を通してコールセンター等設置準備に協力し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

1-1-6. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取り組みの推進

広報ブランド戦略課 保健予防課

- ① 市は、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報を受け取る側の反応や必要としている情報を把握し、さらなる情報提供・共有に生かしていく方法等を整理し、必要な体制を整備する。
- ② 市は、国及び県からの要請を受けて、コールセンター等設置のための準備を進める。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断して行動ができるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に、かつ、分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

市は、国や県、J I H S等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、市内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

2-1. 情報提供・共有

2-1-1. 市における情報提供・共有

担当：広報ブランド戦略課 社会福祉課 長寿包括ケア課
介護保険課 障害福祉課 こども支援課 こども施設課
保健総務課 健康増進課 保健予防課 衛生検査課
産業政策課 農政課 教育委員会 関係部署

市は、国や県の取り組みに関する留意事項等を参考にし、地域の実情を踏まえた説明を行う。準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

2-1-2. 県と市における感染状況等の情報提供・共有

担当：広報ブランド戦略課 文化国際課 社会福祉課

長寿包括ケア課 介護保険課 障害福祉課 こども支援課

こども施設課 保健総務課 健康増進課 保健予防課

衛生検査課 産業政策課 農政課 教育委員会 関係部署

- ① 市民にとって最も身近な行政主体である市においては、きめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や相談受付等を実施する。なお、その際は、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県からの協力要請に応えるとともに、患者等の生活支援を行う等の協力を行う。

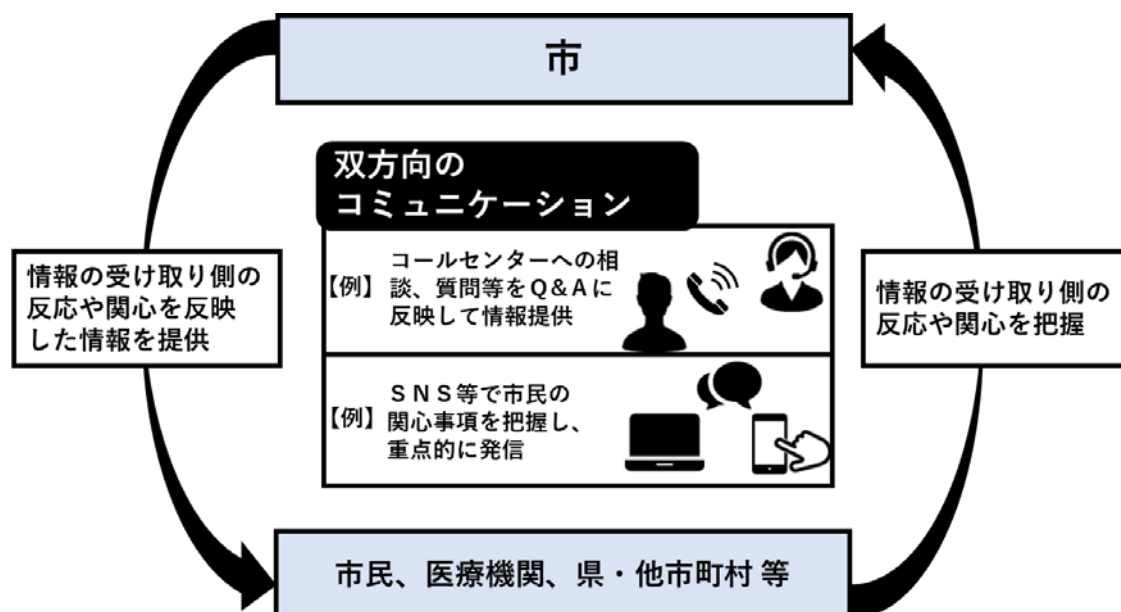
- ② 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、新型インフルエンザ等にかかる関係部署の情報等について集約し、必要に応じて総覧できるウェブサイトを立ち上げる。
- ③ 市は、国、県及びJ I H Sが発信する感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、市民等に分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ④ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有のあり方を踏まえ、県及び業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。
- ⑤ 市は、国が示す感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

担当：職員課 広報ブランド戦略課 資産経営課 保健予防課

市は、国及び県からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

【 図 14 双方向のコミュニケーション 】



2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

担当：広報ブランド戦略課 保健予防課

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市町村、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

市は、市や市民等に対する偏見・差別等や偽・誤情報への対策として、SNS等のプラットフォーム事業者が行う取り組みに対して必要な要請や協力等を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

市は、国や県、J I H S等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながら、市内の関係機関を含む市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

3-1. 基本的方針

3-1-1. 市における情報提供・共有

担当：広報ブランド戦略課 社会福祉課 長寿包括ケア課
介護保険課 障害福祉課 こども支援課 こども施設課
保健総務課 健康増進課 保健予防課 衛生検査課
産業政策課 農政課 教育委員会 関係部署

市は、国や県の取り組みに関する留意事項等を参考にし、地域の実情を踏まえた説明を行う。準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制につ

いて、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

3-1-2. 県と市における感染状況等の情報提供・共有

担当：広報ブランド戦略課 保健予防課

市民にとって最も身近な行政主体である市においては、きめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や相談受付等を実施する。

新型インフルエンザ等の患者等の健康観察等に関して県からの協力要請に応えるとともに、患者等の生活支援を行うなどの協力を行う。

3-1-3. 双方向のコミュニケーションの実施

担当：職員課 資産経営課 保健総務課 保健予防課

市は、国及び県からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

3-1-4. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

担当：広報ブランド戦略課 保健予防課

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市及びNPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、その状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

市は、偏見・差別等や偽・誤情報への対策として、SNS等のプラットフォーム事業者が行う取り組みに対して必要な要請・協力等を行う。

3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

担当：広報ブランド戦略課 社会福祉課 長寿包括ケア課
介護保険課 障害福祉課 こども支援課 こども施設課
保健総務課 健康増進課 保健予防課 衛生検査課
産業政策課 農政課 教育委員会 関係部署

国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。

また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなることを可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

さらに、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、県等が市民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を要請する際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること及び事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取り組みが早期の感染拡大防止に必要であること等についての説明もあわせて行っていく。

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

担当：保健予防課

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

3-2-2-2. こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

担当：社会福祉課 長寿包括ケア課 介護保険課 障害福祉課
こども支援課 こども施設課 保健総務課 健康増進課
保健予防課 教育委員会 関係部署

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の段階や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

担当：保健総務課 保健予防課

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

広報体制については、順次縮小等を行っていく。

第5章 水際対策

基本理念と目標

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内の侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、市は、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況、国や県の対応方針等の情報収集を行い、関係機関に適時適切に共有する。

また、検疫からの受入要請があった場合等、市内滞在予定の入国者に対する健康監視等の水際対策に協力するとともに、医療提供体制の確保等が速やかに実施できるよう、準備を行う。

検疫措置の強化や入国制限等の水際対策の決定に当たっては、国は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び社会経済に与える影響を総合的に勘案し、各種施策を実施するものとしている。これに伴い、市は、国や県の方針に基づき、必要な対応を行う。

第1節 準備期

（1）目的

国は、平時から水際対策に係る体制整備や研修及び訓練を行うとともに、水際対策の実施に必要な物資及び施設の確保やシステムの整備を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑かつ迅速な水際対策を講ずるものとしている。

これに伴い、市は、国が実施する水際対策に係る体制整備や研究及び訓練について協力するとともに、国や検疫所から協力を求められた場合に対応できるよう準備する。

水際対策 …… 水際対策は、あくまでも国内への病原体の侵入をできる限り遅らせる効果を期待して行われるものであり、病原体の国内侵入を完全に防ぐための対策ではない。

(2) 所要の対応

1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備

担当：保健総務課 保健予防課

- ① 市は、国の実施する水際対策に関する研修や訓練等に必要な応じて協力する。
- ② 市は、国又は検疫所から帰国者等の健康監視等について要請があった場合に、情報共有等が円滑に行われるよう、国と連携して体制を整備する。

1-2. 市内在住外国人等への情報提供・共有に関する体制の整備

担当：広報ブランド戦略課 文化国際課

- ① 市は、市内在住外国人等に対し、国及び県から提供された情報を分かりやすく共有し、注意喚起を行う体制を構築する。
- ② 市は、平時から、県や他市町村と連携し、在住外国人等のコミュニティーの把握に努めるとともに、効果的な情報提供・共有の媒体や方法を検討する。

第2節 初動期

(1) 目的

病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に水際対策の内容を検討・実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、医療提供体制の確保等の感染症危機への対策に対する準備を行う時間を確保する。そのため、県や市は、国が行う水際対策を支援する。

また、入出国を予定している市民等に対し、適切な情報提供・共有や注意喚起を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 国、県等との連携

担当：広報ブランド戦略課 文化国際課 保健予防課 衛生検査課

- ① 市は、国及び県による検疫措置の強化に伴い、必要に応じて新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の検査を実施するための技術的支援を受け、検査体制を整備する。
- ② 市は、帰国者の質問票等により得られた情報について、準備期にあらかじめ定められたところに従い、国及び県から提供を受ける。
- ③ 市は、国や県と連携しながら居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。
- ④ 市は、国や県、他市町村と連携し、市内在住外国人等に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う。

2-2. 密入国者対策

担当：共生社会推進課 市民課 保健予防課

市は、国及び県からの情報に基づき、前橋管轄地域において、発生国・地域からの密入国者で感染者又は感染したおそれのある者がいることを把握した場合は、県及び群馬県警察等と連携し、国の対応に協力する。

質問票 …… 検疫法第12条

健康監視を実施する …… 感染症法第15条の3第1項

第3節 対応期

(1) 目的

国は新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するとともに、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえ、国民生活及び社会経済活動に与える影響等も考慮しながら、時宜に応じ水際対策の強化又は緩和の方針を勘案し、適切かつ柔軟に水際対策の強化又は緩和を検討し、実施するものとしている。

これに伴い、市においては、国が行う水際対策により、所要の対応の要請がある場合には協力を行う。また、入出国を予定している市民等に対し、適切な情報提供・共有や注意喚起を行う。

(2) 所要の対応

3-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

担当：広報ブランド戦略課 文化国際課 保健予防課 衛生検査課

市は、2-1 の対応を継続する。

3-2. 病原体の性状に応じて対応する時期

担当：広報ブランド戦略課 文化国際課 保健予防課 衛生検査課

市は、2-1 の対応を継続する。

3-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

担当：広報ブランド戦略課 文化国際課 保健予防課 衛生検査課

市は、2-1 の対応を継続する。

対応を継続する …… 国は、市が検疫所から通知があった時に行う健康監視について、当該市から要請があり、かつ、当該市の体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認められた時は、当該市に代わって健康監視を実施する。（感染症法第15条の3第5項）
2-3 及び 3-3 において同じ。

第6章 まん延防止

基本理念と目標

適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずること
で、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制
が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治
療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実
施するまん延防止対策は重要な役割を担っている。このため、病原体の性状等を
踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医
療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措
法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、まん延防止等重点措置や
緊急事態措置が実施されることとなる。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その
制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとさ
れていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があ
ることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等
の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況
の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動
的に行うことが重要である。

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレ
ベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を
保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデー
タ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対
策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者等の理解促進に取り組む。

まん延防止 …… 本章においては、特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の
防止に関する事項）に対応する、市が実施するまん延防止措置を中心に記載する。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

担当：交通政策課 広報ブランド戦略課 社会福祉課 長寿包括ケア課
介護保険課 障害福祉課 こども支援課 こども施設課
保健総務課 健康増進課 保健予防課 衛生検査課 産業政策課
農政課 教育委員会

- ① 国、県及び市は、それぞれの行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
- ② 市、学校、保健所、高齢者施設等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、口腔の保清、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用や咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- ③ 市は、県と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、**新型インフルエンザ等緊急事態**における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等、新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。
- ④ 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。国は、その運行に当たっての留意点等について、調査研究の結果を踏まえ、指定（地方）公共機関に周知する。

新型インフルエンザ等緊急事態 …… 特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態をいう。以下同じ。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応が取れるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 市内でのまん延防止対策の準備

担当：防災危機管理課 保健総務課 保健予防課

- ① 市は、国や県と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（**入院勧告・措置等**）や患者の同居者等の新型インフルエンザ等の患者と濃厚接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。以下「濃厚接触者」という。）への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。

また、国、県及び市は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、相互に連携し、これを有効に活用する。

- ② 市は、J I H S から、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報等の分析やリスク評価に基づく、有効なまん延防止対策に資する情報が提供されたときは、速やかに関係機関に共有し、必要な対策を検討する。
- ③ 市は、国からの要請を受けて、前橋市健康危機対処計画及び業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活や市内経済への影響も十分考慮しながら対策を進める。

また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や市内経済への影響の軽減を図る。

(2) 所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

市は、国や県及びJ I H S等による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。なお、市民生活や市内経済への影響についても、あわせて十分考慮する。

3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

担当：保健総務課 保健予防課 消防局

市は、国や県と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。

また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。

適切なまん延防止対策を講ずる …… 本節において、特に根拠法令の記載や注釈がないものについては、特措法第24条第9項の規定に基づく県の要請として行われることを想定しており、市はこれに協力する。

外出自粛要請等 …… 感染症法第44条の3第1項

(ア) 患者対応

患者対応の目的は、当該患者からの新たな感染の機会を最小限にすることである。基本的な対応は、感染症法の規定に基づく入院勧告・措置、汚染された場所の消毒等を行うものと、季節性インフルエンザ対策と同様な任意の協力を求める基本的な感染対策として行うものがある。

これらの対応を踏まえて、市は、医療機関での診察、衛生環境研究所等による検査により、速やかに患者を特定し、適切な医療を提供する体制や円滑に医療機関等に搬送等が可能な体制を構築する。

(イ) 濃厚接触者対応

濃厚接触者は、すでに感染している可能性があるため、潜伏期間中においては、市は、必要に応じて**濃厚接触者対応**を実施する。この対応は、感染症法に基づき健康観察、外出自粛の要請等として実施するものと、季節性インフルエンザ対策と同様な任意の協力を求める基本的な感染対策として実施するものがある。なお、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を実施することもある。

これらの対応を踏まえて、市は、県等と協力して、健康観察のための体制整備や、必要な抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に向けた準備等を行う。

3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の市民に対する情報提供等

担当：職員課 広報ブランド戦略課 保健総務課 保健予防課
産業政策課 教育委員会 関係部署

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取り組みを勧奨する。

3-1-3. 事業者や学校等に対する要請

県は、必要に応じてまん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する**営業時間の変更の要請**や、緊急事

患者対応 … 政府行動計画ガイドライン「医療に関するガイドライン」及び「保健に関するガイドライン」参照。

濃厚接触者対応 … 政府行動計画ガイドライン「治療薬・治療法に関するガイドライン」参照。

営業時間の変更の要請 … 特措法第31条の8第1項

態措置として、**学校等の多数の者が利用する施設**を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や**停止（休業）等の要請**を行う。

市は、県の要請内容を市内事業者や学校等へ情報共有するとともに、市の事業及び市有施設等の対応を行う。

また、県と連携し、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることができるよう情報提供を行う。

3-1-3-1. その他の事業者に対する要請

担当：政策推進課 広報ブランド戦略課 社会福祉課
長寿包括ケア課 介護保険課 障害福祉課 こども支援課
こども施設課 保健総務課 健康増進課 保健予防課
衛生検査課 産業政策課 農政課 教育委員会 関係部署

- ① 市は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を依頼する。
- ② 市は、国や県からの要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。
- ③ 国及び県は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育関係施設等における感染対策の実施に必要な情報提供・共有を行う。

また、市が設置した学校において、県からの要請を受けた場合、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく**臨時休業**（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み、適切に行う。

学校等の多数の者が利用する施設 …… 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）第 11 条に規定する施設に限る。

停止（休業）等の要請 …… 特措法第 45 条第 2 項
臨時休業 …… 学校保健安全法第 20 条

3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

担当：保健総務課 保健予防課

国、県及び市は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記 3-1-1 の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

このため、国、県及び市は、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討することを含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

以下のとおり考え方を示すが、有事には、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく国及び J I H S による分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断する。

3-2-2-1. 病原性及び感染性がいずれも高い場合

担当：保健総務課 保健予防課

罹患した際の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある場合は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。

3-2-2-2. 病原性が高く、感染性が低い場合

担当：保健総務課 保健予防課

罹患した際の重症化等のリスクが非常に高い一方で、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指すことを基本とする。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請するよう、県へ働きかける。

3-2-2-3. 病原性が高くなく、感染性が高い場合

担当：保健総務課 保健予防課

罹患した際のリスクは比較的低い一方で、感染拡大のスピードが速い場合、市は、基本的なまん延防止対策を実施しつつ、県と連携して宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、県予防計画及び県医療計画に基づいた医療機関の役割分担が適切に見直されるよう、県と連携して対応する。

上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、さらなる感染拡大防止への協力を呼び掛ける。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請するよう、県へ働きかける。

3-2-2-4. こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

担当：社会福祉課 長寿包括ケア課 介護保険課 障害福祉課
こども支援課 こども施設課 保健総務課 健康増進課
保健予防課 教育委員会

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向があるなど、特定グループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策を実施する。

例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育関係施設等における対策がこどもに与える影響にも留意しながら、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、市が設置する学校の学級閉鎖や休校等を適切に行うとともに、市内の義務教育学校等にも対応を依頼する。

それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、**学校施設等の使用制限等**を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止する。

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

担当：保健総務課 保健予防課

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、基本的なまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

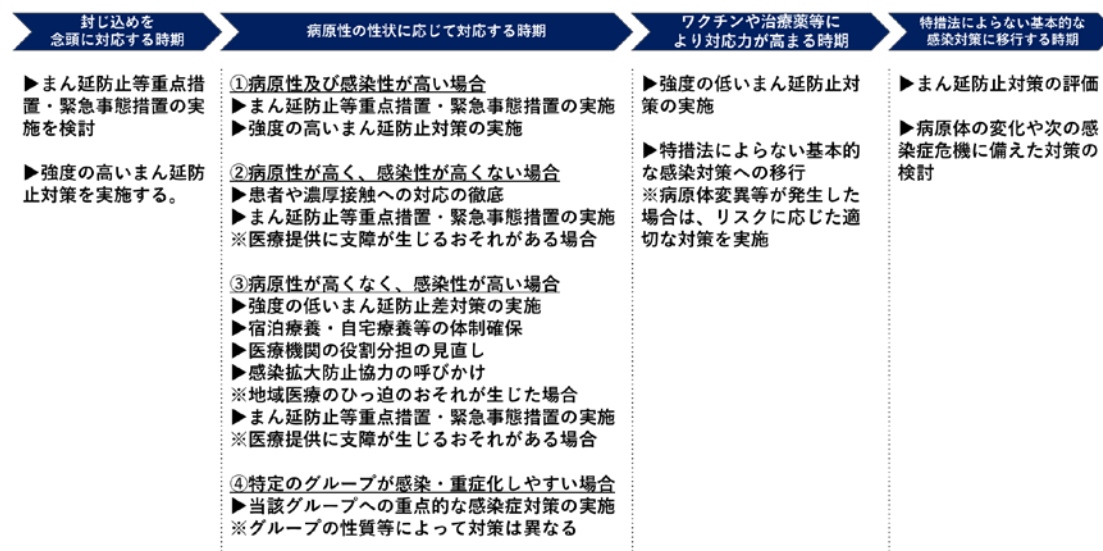
なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活及び市内経済等社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

担当：保健総務課 保健予防課

市は県と連携し、必要に応じて、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

【 図 15 対応期におけるまん延防止対策 】



群馬県新型コロナウイルス等対策行動計画より抜粋

3-3. まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の検討等

担当：防災危機管理課 広報ブランド戦略課 社会福祉課
長寿包括ケア課 介護保険課 障害福祉課 こども支援課
こども施設課 保健総務課 健康増進課 保健予防課
衛生検査課 産業政策課 農政課 教育委員会

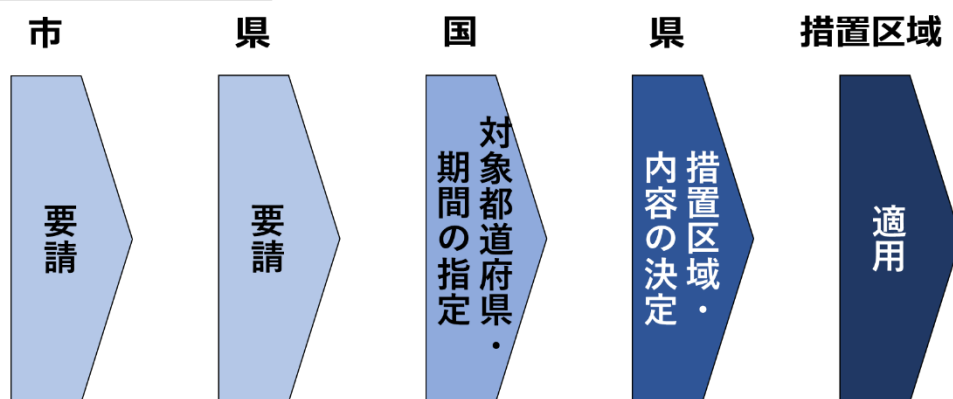
- ① 市は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態措置について県への要請を検討する。
- ② 市は、県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定された場合、県が実施するまん延防止等重点措置を市民及び市内事業者に対し周知する。
- ③ 市は、県から、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態を終了する旨の連絡があった場合は、速やかに市民及び市内事業者等にその旨を周知する。
- ④ 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

【 図 16 まん延防止重点措置及び緊急事態宣言の要請から適用までの流れ 】

○各該当要件

- まん延防止等重点措置：「感染拡大のおそれ」「医療の提供に支障が生じるおそれ」
- 緊急事態宣言：「都道府県の区域を越えて感染が拡大し、又はまん延している」「感染の拡大又はまん延により医療提供に支障が生じている」

○要請から適用までの流れ



市対策本部を設置する …… 特措法第 34 条第 1 項。なお、特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条の規定により、市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたときは、遅滞なく市町村対策本部を廃止するとされている。

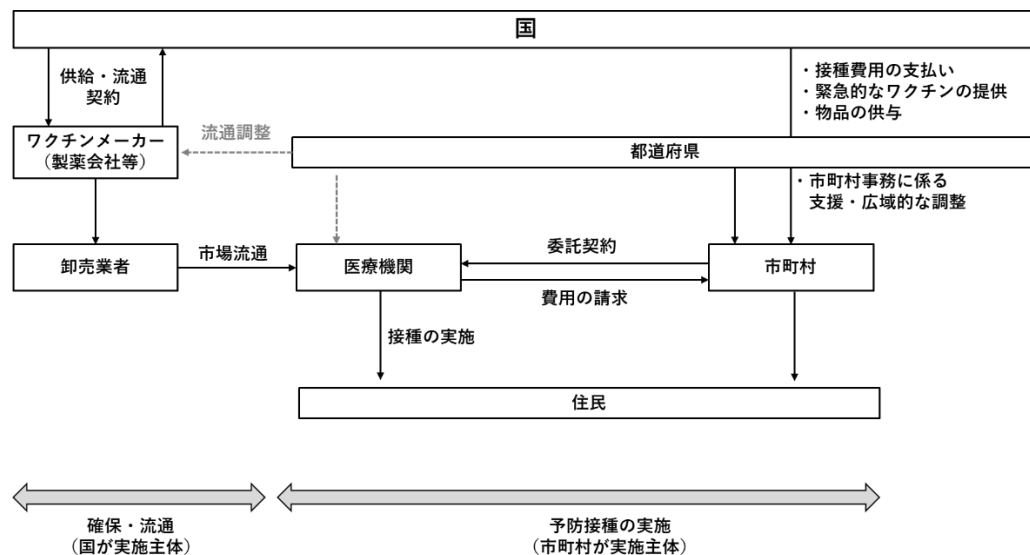
緊急事態措置に関する総合調整を行う …… 特措法第 36 条第 1 項

第7章 ワクチン

基本理念と目標

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守る。また、受診患者数を減少させるとともに、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、関係機関は国や県の方針に基づき、迅速に接種を進めるための具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

【 図 17 ワクチン接種にかかる実施体制 】



群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市内経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ

等に対応したワクチンの供給を受け、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国、県及び市のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

(2) 所要の対応

1-1. ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用

担当：保健予防課

国及びJ I H Sは、大学等の研究機関と連携し、ワクチンの研究開発の担い手の確保を推進するため、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行うことから、国、県及び市は大学等の研究機関を支援する。また、国、県及び市は、育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。

1-2. ワクチンの接種に必要な資材

担当：保健総務課 保健予防課

市は、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

1-3. ワクチンの供給体制

担当：保健予防課

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-4. 接種体制の構築

1-4-1. 接種体制

担当：保健予防課

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を平時から行う。

1-4-2. 特定接種

担当：保健総務課 保健予防課

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市等の地方公務員については、原則として集団的な接種により受けることとなるため、接種が円滑に行われるよう準備期から接種体制の構築を図っておく。また、登録事業者のうち市民生活・市内経済の安定分野に関わる事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、市は、国及び県からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

② 特定接種の対象となり得る市等の地方公務員については、市が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

③ 特定接種を事業者において実施する方法としては、企業内診療所での接種、外部の医療機関からの診療による接種が考えられる。企業内診療所の開設について新たに許可が必要な場合には、市は迅速に対応する。

1-4-3. 住民接種

担当：保健予防課

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）市は、国や県等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。令和6年3月に市で策定

した新型インフルエンザ等対策にかかる住民接種実施計画の基本的な方針をもとに実施する。

- a 市は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する市民等が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項（接種に必要な資源等）を明確にするとともに、医師会等と連携の上、接種体制を構築する。
また、必要に応じて、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど、接種体制の構築に向けた調整・関係性を築いておく。
 - i 接種対象者数
 - ii 市の人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、県、市及び医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する市民への周知方法の策定
- b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県が医師会と連携し、これらの者への接種体制を検討する。
- c 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、個別接種会場を補完するものとして設置・運営することとし、個別接種のみで接種体制を確保できる場合は設置しないことも視野に入れて検討する。市医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種と集団的接種のいずれの場合も、市医師会や医療機関等の協力の下、接種体制が構築できるようにする。
- d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、

接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつ、それぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については、協議により自らが直接運営するほか、医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うこともできる。

(イ) 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取り組みを進める。

(ウ) 市は、速やかに接種できるよう、市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-5. 情報提供・共有

1-5-1. 住民への対応

担当：広報ブランド戦略課 保健予防課

平時を含めた準備期において、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取り組みを進める。

1-5-2. 市における対応

担当：保健予防課

市は、定期の予防接種の実施主体として、県及び医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民等への情報提供等を行う。

1-5-3. 健康部以外の分野との連携

担当：長寿包括ケア課 介護保険課 障害福祉課 こども支援課
こども施設課 保健総務課 健康増進課 保健予防課
衛生検査課 産業政策課 農政課 教育委員会

市は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び健康部以外の分野との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、市教育委員会等との連携を進め、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に必要な取り組みに努める必要がある。

1-6. DXの推進

担当：情報政策課 保健予防課

- ① 市は、市が活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム等)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ③ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

第2節 初動期

(1) 目的

準備期に計画した接種体制等を活用し、国や県が確保するワクチンを、効果的に市民に接種できる体制を準備する。

(2) 所要の対応

2-1. ワクチンの接種に必要な資材

担当：保健予防課

市は、第7章第1節1-2において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

2-2. 接種体制

2-2-1. 接種体制の構築

担当：保健予防課

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-2-2. 特定接種

担当：保健予防課

市は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性やその際の医療提供体制や市民生活や市内経済の状況を踏まえ、特定接種又は住民接種の実施を見据え、国及び県が整理する接種の優先順位の考え方をもとに、接種体制等の必要な準備を行う。

2-2-3. 住民接種

担当：職員課 資産経営課 保健予防課

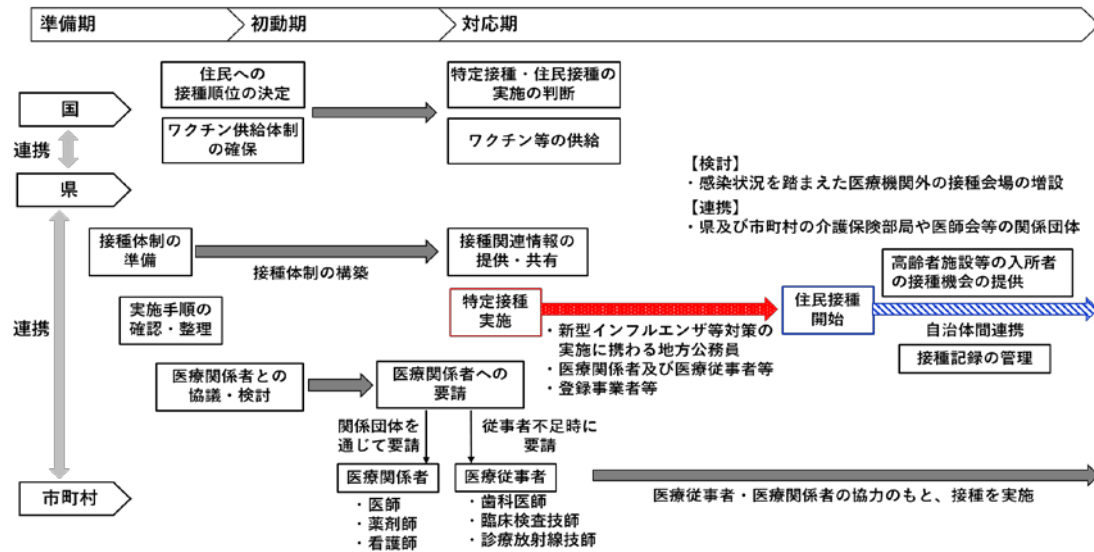
- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基

- 盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回ることを想定した全庁的な実施体制の確保を行う。
 - ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県及び市の全庁が連携して取り組むこと。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
 - ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は市医師会等の協力を得て、その確保を図る。
 - ⑤ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、市医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校等公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
 - ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう市医師会や各施設をはじめとした関係団体と連携し、接種体制を構築する。
 - ⑦ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
 - ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要となるため、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定、必要な医師数や期間等、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。
 - ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急

処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ市医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送ができるよう、予め会場内の従事者の役割を確認するとともに、県や県医師会等の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備するが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、市医師会等から一定程度持参してもらう等、予め協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市の独自調達の場合でも、予めその方法に関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談を行う。
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

【 図 18 住民接種と特定接種 】



群馬県新型コロナウイルス等対策行動計画より抜粋

第3節 対応期

(1) 目的

構築した接種体制に基づき市民が迅速に接種を受けられるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害救済手続きが迅速に進められるよう、県や関係機関と連携する。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) 所要の対応

3-1. ワクチンや接種に必要な資材の供給

担当：保健総務課 保健予防課

- ① 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、第3章3. を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てる。
- ③ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- ④ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

3-2. 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 市職員に対する特定接種の実施

担当：職員課 保健予防課

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、**特定接種を実施することを決定**した場合において、市は、国と連携し、国が定めた**具体的運用**に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

担当：保健総務課 保健予防課

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場

特定接種を実施することを決定 …… 特措法第 28 条

具体的運用 …… 備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いる。発生した新型インフルエンザに対する有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いる。また、病原性が低く、特定接種を緊急的に行う必要がないと認められる場合においても、医療関係者に先行的に接種を行う。

における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- ⑥ 市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市福祉部・健康部等、市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

担当：広報ブランド戦略課 保健予防課

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、市民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

3-2-2-3. 接種体制の拡充

担当：社会福祉課 長寿包括ケア課 介護保険課 障害福祉課
保健総務課 健康増進課 保健予防課

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公的な施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場

接種対象者 …… 医学的理由等による未接種者等がいることについて留意が必要である。

での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-4. 接種記録の管理

担当：保健予防課

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 健康被害救済

担当：保健予防課

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とする。
- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4. 情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国や県が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。
- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

3-4-1. 特定接種に係る対応

担当：保健予防課

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

3-4-2. 住民接種に係る対応

担当：保健予防課

- ① 市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。
 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
 - c 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

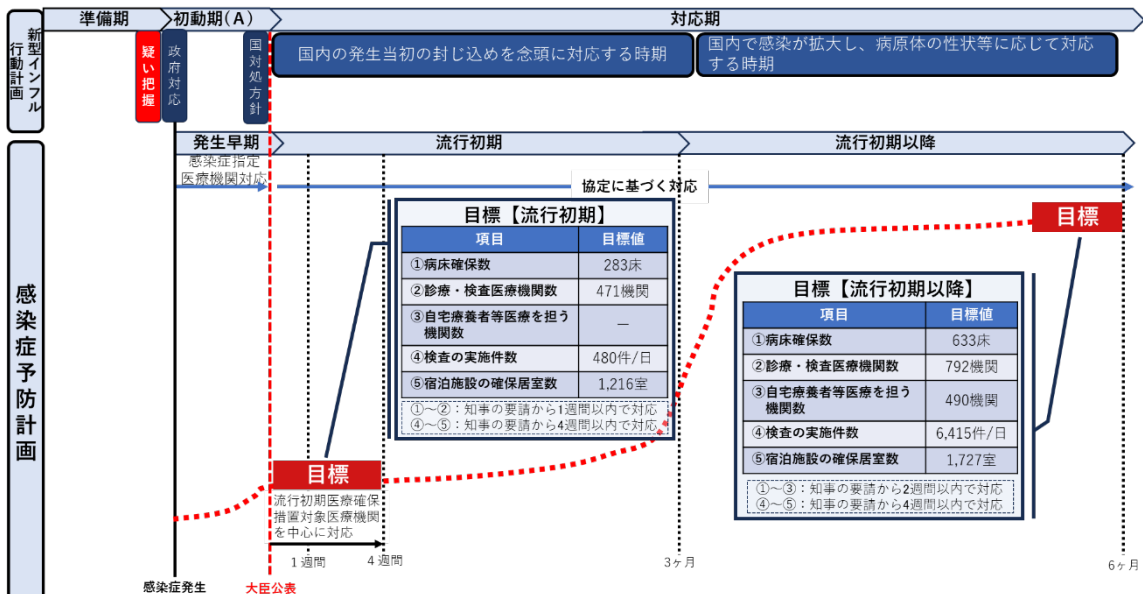
第8章 医療

基本理念と目標

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、県は、平時から、県予防計画及び県医療計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。市は、感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、県及び医療機関等と連携して感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、市民の生命及び健康を守る。

【 図 19 医療対応における目標値 】



群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源(医療人材や病床等)には限界があることを踏まえつつ、県は、県予防計画等に基づき、平時から医療機関等との調整を行い、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。

これを受けて、市は、平時から県や医療機関等の関係機関と連携を図り、情報共有や訓練、研修等を行うことで、地域における有事の医療提供体制整備に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1. 基本的な医療提供体制

- ① 県は、新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、相談センター感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、県民等に対して必要な医療を提供する。

この中で、市は、1-1-1の相談センターを開設する等の役割を担いながら、県の医療提供体制の構築に協力する。

- ② 市は、県等と連携し、平時から、医療機関や高齢者施設等における職員を含む集団感染の発生や、各医療機関や高齢者施設等における感染症と対応に係る課題に対し、必要な支援を行うため、医療措置協定を締結した医療機関及び医師会等と連携し、**I C M A T**等の派遣体制の確保に協力する。

I C M A T …… Infection Control Medical Assistance Team の略(県独自の取り組み)。高齢者施設、福祉施設、医療機関等において入所者等に陽性患者が発生した場合に、施設内の感染拡大を防止するため、施設での感染対策の助言や支援を行う。

1-1-1. 相談センター

担当：保健総務課 保健予防課

市は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを保健所に整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。

1-2. 予防計画等に基づく医療提供体制の整備

担当：保健総務課 保健予防課

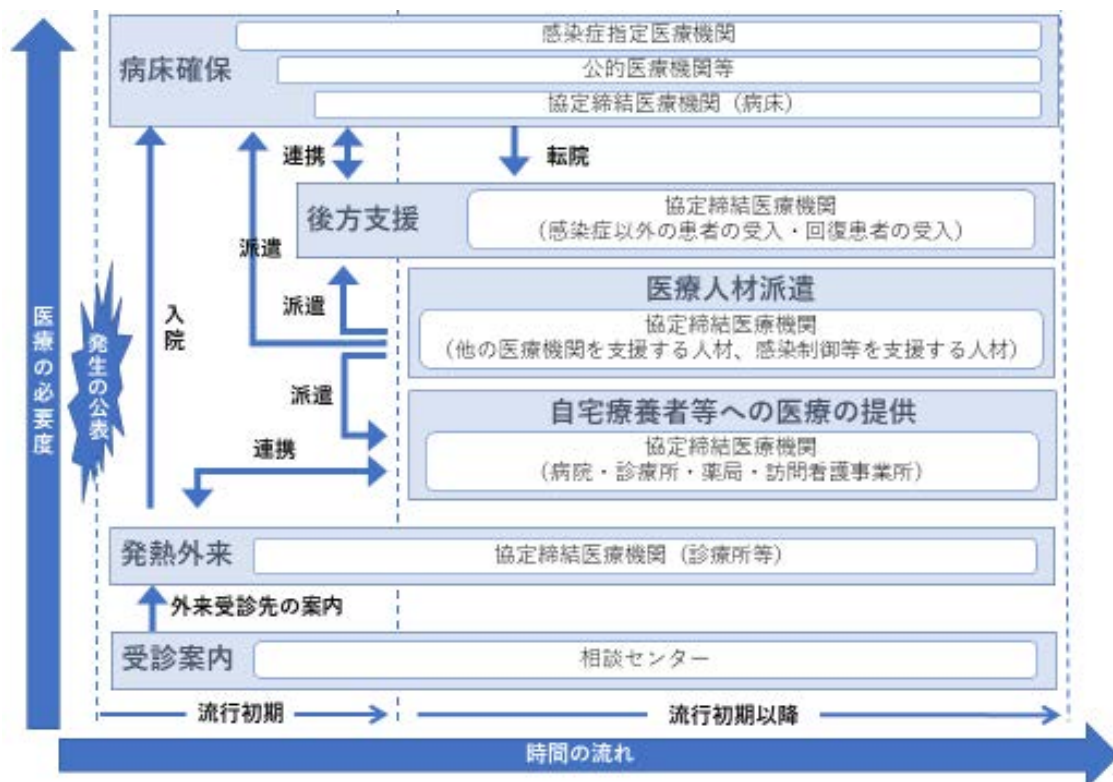
- ① 県は、県予防計画及び県医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。また、県は、県予防計画及び県医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。
- ② 国は、医療機関等情報支援システム（G-M I S）等を通じて、都道府県における医療提供体制の整備状況を定期的に確認し、公表する。
- ③ 県等は、民間宿泊事業者等との間で協定の締結を進めて宿泊療養施設の確保を行いつつ、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等について民間宿泊事業者等に事前の周知を行う。

医療提供体制の目標値を設定する …… 感染症法第 10 条第 2 項第 6 号及び第 8 項

医療人材の派遣に関する協定を締結する …… 感染症第 36 条の 3

宿泊療養施設の確保 …… 感染症第 36 条の 6 第 1 項第 1 号ロ

【 図 20 基本的な医療提供体制 】



群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋

1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

担当：保健予防課

- ① 市や医療機関等は、新型インフルエンザ等への対応力を向上させ、有事における対応体制に円滑に移行できるようにするため、平時から有事に備えた訓練や研修を行う。感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等との連携強化に加え、これらの医療機関等と連携しながら、地域の医療機関等への研修・訓練等に参加し連携を強化する。
- ② 市は、速やかに感染症有事体制に移行するための、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を行う。
- ③ 市は、訓練の機会を捉え、有事の速やかな初動体制を確立するため、平時から整備している連絡体制を確認する情報伝達訓練等を行う。

第2節 初動期

(1) 目的

県は、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から県民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制を確保する。

県は、国及びJ I H Sから提供・共有された新型インフルエンザ等感染症に係る情報や要請をもとに、各保健所や医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。

市においては、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、市内の医療機関や市民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等の適切な医療を提供するための情報や方針を示す。

(2) 所要の対応

2-1. 医療提供体制の確保等

担当：保健総務課 保健予防課 衛生検査課

- ① 県は、保健所、医療機関及び消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において県連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-M I S）等に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重傷者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。
- ② 感染症指定医療機関は、患者の受入態勢を確保し、患者に適切な医療を提供する。また、医療機関は、県からの要請に応じて、医療機関等情報システム（G-M I S）の入力を行う。
- ③ 市は、国からの要請を受け、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、市予防計画等に基づく検査体制を速やかに整備する。

2-2. 相談センターの整備

担当：保健総務課 保健予防課

- ① 市は、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、県と連携して感染症指定医療機関の受診につなげる相談センターの整備を速やかに行う。
- ② 市は、市民等へ症例定義に該当する有症状者等は、相談センターに相談するよう周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。
- ③ 市は、状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるように、適宜、相談センターの対応人数、開設時間等を調整する。また、対象者以外からの電話への対応窓口として、一般的な相談に対応するコールセンター等を設置するなど、相談センターの負担を減らす。

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、市は、初動期に引き続き、国や県及びJ I H Sから提供された新型インフルエンザ等に係る情報をもとに、病原性や感染性等に応じて変化する市内の実情に応じて、県や医療機関や保健所等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療を提供できるよう対応を行う。

(2) 所要の対応

3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

担当：保健予防課 消防局

- ① 県は、県内の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、関係機関との共通認識のもと、段階的に医療提供体制を拡充し、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けを行う。県は、保健所設置市との間で入院調整が円滑に行われるよう、県下一元的な入院調整の実施等、必要に応じて**総合調整権限・指示権限**を行使する。
- ② 市は、県等と連携し、医療機関や高齢者施設等における職員を含む集団感染の発生や各医療機関、高齢者施設等における感染症対応に係る課題に対し、必要な支援を行うため、医療措置協定を締結した医療機関及び医師会等と連携し、I C M A T等の派遣に協力する。
- ③ 医療機関は、県からの要請に応じて、医療機関等情報システム（G－M I S）に入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合は当該システムを通じて県へ報告を行う。

県は、国等と連携し、医療機関の求めに応じ感染症対策物資等を提供する体制を構築する。

市は、県等と連携し、医療機関に対して感染症対策物資等を提供する。

- ④ 市は、県及び民間搬送事業者等と連携して、患者及び症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関及び宿泊療養施設等の中での移動手段を確保する。また、市民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。

3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築

3-2-1. 流行初期

3-2-1-1. 医療提供体制の確保等

担当：保健総務課 保健予防課 消防局

市は、県と連携し、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。なお、県は保健所設置市との間で入院調整が円滑に行われるよう、県下一元的な入院調整の実施等、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。

3-2-1-2. 相談センターの強化

担当：保健総務課 保健予防課

- ① 市は、帰国者、接触者、有症状者等からの相談（受診先となる発熱外来の案内を含む）を受ける相談センターの体制強化を行う。
- ② 市は、市民等へ症例定義に該当する有症状者が、相談センターを通じて、発熱外来を受診するよう周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。

3-2-2. 流行初期以降

3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

担当：保健予防課

- ① 市は、県と連携し、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を

行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関と適切に連携して対応する。なお、県は保健所設置市との間で入院調整が円滑に行われるよう、県下一元的な入院調整の実施等、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。

- ② 市は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を県と連携して確保する。

3-2-2-2. 相談センターの強化

担当：保健総務課 保健予防課

上記 3-2-1-2 の取り組みを継続して行う。

第9章 治療薬・治療法

基本理念と目標

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬・治療法が重要な役割を担っている。

新型インフルエンザ等の発生時に治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、平時から、国、県及び医療機関等と連携する。

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となるため、国、県と連携して治療薬の安定的な供給を確保し、市全域に普及させることが重要である。

(2) 所要の対応

1-1. 治療薬・治療法の研究開発の推進

1-1-1. 基礎研究及び臨床研究等の人材育成

担当：保健総務課

大学等の研究機関と連携し、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、国等は、大学等の研究機関を支援する。

また、国等は、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域において育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化を支援する。

第2節 初動期

(1) 目的

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、準備期に構築した体制を活用して、速やかに有効な治療薬の開発、承認、確保及び供給を行うとともに、治療法の確立と、全国的な普及を目指した対応を行う。

国及びJ I H Sは、AMEDと連携し、準備期での整理に基づき、有事の体制へ早期に移行する。国は、発生した新型インフルエンザ等について、速やかに**重点感染症**への指定を行い、**感染症危機対応医薬品**等の開発を進める国際的な動向を注視しながら、治療薬・治療法の研究開発を推進するとともに、治療薬の迅速な承認から生産、配分、流通管理等に至るまで、一連の取り組みを進める。

(2) 所要の対応

2-1. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

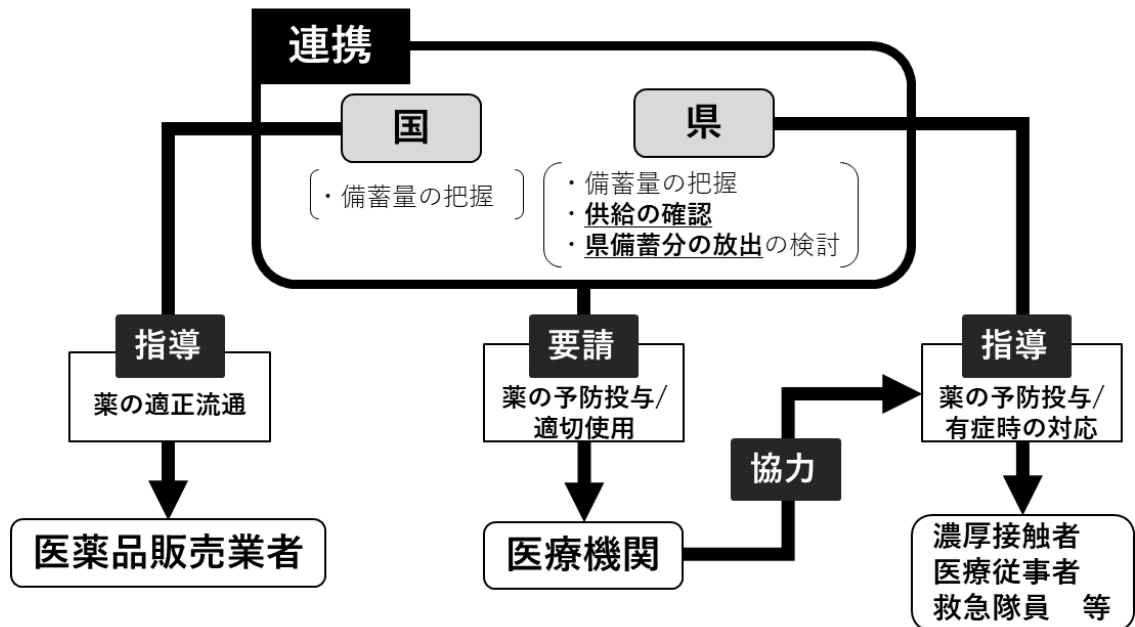
担当：保健予防課

市は、国や県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、県等と連携し感染症指定医療機関等に移送する。

重点感染症 …… 重点感染症は、公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等（MCM）の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。将来の新型インフルエンザ等の発生時における対策の基盤とするため、平時においては、重点感染症を対象とした医薬品等の対策を実施する。

感染症危機対応医薬品 …… 感染症危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等を指す。

【 図 21 抗インフルエンザウイルス薬の使用に関する体系図 】



群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、迅速に有効な治療薬を確保・治療法を確立し、治療薬が必要な患者に公平に届くことをめざした対応等を行う。

(2) 所要の対応

3-1. 治療薬の流通管理

担当：保健総務課

市は、引き続き、国や県と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう周知する。

第 10 章 検査

基本理念と目標

新型インフルエンザ等発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切り替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、必要な検査が円滑に実施される必要があり、平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生当初から検査拡充等の体制を迅速に整備することが重要である。また、状況の変化に合わせて、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していくことが重要である。

第 1 節 準備期

（1）目的

患者の診断は、患者の症状、他の患者への接触歴等、病原体へのばく露歴、病原体の存在や病原体に対する人体の反応を確認する各種検査の結果等に基づき行われる。このような感染症の診断に使われる検査には、顕微鏡等による確認から、PCR検査等の病原体の遺伝子の存在を確認する検査、抗原定量検査や抗原定性検査（迅速検査キット）等の病原体の抗原を確認する検査、その抗原に対し人体が産生する抗体を測定する抗体検査、特異的なリンパ球の産生を確認する検査等の様々な検査がある。病原体の種類やその感染症の特徴、検査を用いる場面とその目的に応じて、検査の開発状況や特性、検査精度等を踏まえ、科学的に妥当性の担保された適切な検査方法を選択することが必要である。なお、本章においては、このうち、これまでの新型インフルエンザ等の発生時において診断に用いられてきた、PCR検査等や、病原体の抗原を確認する検査を念頭に置き対策を記載する。

新型インフルエンザ等の発生時に、その病原体の検出手法を速やかに開発するとともに、診断に有用な検体採取の部位や採取方法を定め、患者の診断を迅

速かつ的確に行うことができる体制を構築する必要がある。この体制により、患者を治療につなげるとともに、感染状況を的確に把握し、適切な対策につなげる必要がある。また、流行の規模によっては精度の担保された検査の実施体制を迅速に拡大させることが求められ、その実施に関わる関係者間の連携体制を構築しておくことが重要である。このほか、検査物資や人材の確保、検体の採取・輸送体制の確保等を含めて、一体的な対応を進める必要がある。

検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。準備期では、新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等で実効性を定期的に確認し、適切に市予防計画等に基づく検査体制の見直しを行うことが必要である。また、検査体制の整備においては、J I H Sや衛生環境研究所等のほか、医療機関、研究機関、民間検査機関及び流通事業者等との連携により、迅速に検査体制の構築につなげるための準備を行う。

（２）所要の対応

1-1. 検査体制の整備

担当：保健総務課 保健予防課 衛生検査課

- ① 市等は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。
また、市は、医療機関等において、検体の採取のみを行った場合に、検査実施機関へ迅速に検体の搬送を行えるよう、準備期から体制の整備に努める。
- ② 市は、市予防計画に基づき、保健所等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況について、県を通じて国に報告する。

1-2. 訓練等による検査体制の維持及び強化

担当：保健総務課 保健予防課 衛生検査課

- ① 市は、予防計画に基づき、県や衛生環境研究所等と協力して検査体制の強化・維持に努める。
- ② 市は、県や衛生環境研究所等と連携し、有事に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。

流通事業者等 …… 試薬・検査機器の製造から流通に係る事業者や検体の搬送に係る運送事業者等をいう。

- ③ 市は、県や衛生環境研究所等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えて平時から体制構築を図る。
- ④ 市は、有事において、速やかに体制を移行するため、部局横断的な研修・訓練を行う。
- ⑤ 市は、訓練を通じて、本部機能の立上げから検査終了までの一連の流れを通し、検体搬送の体制の確認を行うとともに、各担当の連絡窓口等の確認を行う。
- ⑥ 市は、感染症のまん延に備え、感染症法に基づく県連携協議会等を活用し、平時から県、衛生環境研究所及び関係機関等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化するとともに、検査体制・方針等について関係機関と協議した結果等を踏まえ、予防計画を策定・変更する。

1-3. 研究開発支援策の実施等

1-3-1. 研究開発体制の構築

担当：保健予防課

市は、厚生労働省が主導する検査法の研究開発について、市内の感染症指定医療機関や感染症の診療を行う医療機関等、治験体制を整えることが可能な医療機関に治験への参加を呼び掛ける等臨床研究の実施に積極的に協力する。

1-3-2. 検査関係機関等との連携

担当：保健予防課

市は、国、県及び J I H S が主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、海外で発生した段階から病原体等に関する情報を迅速に入手するとともに、国が確立する検査方法により、検査体制を早期に整備することを目指す。

市内での新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

(2) 所要の対応

2-1. 検査体制の整備

担当：職員課 保健総務課 保健予防課 衛生検査課

- ① 市は、国からの要請を受けて、市予防計画に基づき、流行初期の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、保健所や衛生環境研究所等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認を含め、検査体制を整備する。

また、目標件数の達成のため、全庁から応援職員を招集するなど保健所内の検査体制を強化する。

- ② 市は、保健所等における検査実施能力の確保状況を確認し、県を通じて国に報告する。

2-2. 国内における核酸検出検査（PCR検査等）の汎用性の高い検査手法の確立と普及

2-2-1. 検査体制の立上げと維持

担当：保健予防課 衛生検査課

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生初期に発熱外来が設立されていない状況においては、感染が疑われる者から相談センターへの相談内容をもとに当該者に対して適切に検査を実施する必要があることから、当該状況における当該者の動線を踏まえて検査体制を構築する。

- ② 市は、国の支援や保健所等にて確保したPCR検査機器等を活用し、初動期における検査需要に対応可能な検査実施能力を順次確保する。
- ③ 市は、検査実施能力を強化し、感染拡大時の検査需要に対応できるよう努める。

2-2-2. 検査方法の精度管理、妥当性の評価

担当：保健予防課 衛生検査課

市は、衛生環境研究所等と連携し、病原体の適正な管理や検査の精度管理の推進により、病原体検査の信頼性を確保するよう努める。

2-3. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

担当：保健予防課

市は、国、県及びJ I H S が主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

2-4. リスク評価に基づく検査実施の方針の周知等

担当：保健予防課

市は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況や医療提供体制の状況等に基づくリスク評価を踏まえ、国が定める検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、市民等に提供・共有する。

第3節 対応期

(1) 目的

地域ごとの新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に加え、診断等に必要な検体採取部位や検体採取時期、検査方法等を踏まえ、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備することで、市内における新型インフルエンザ等の発生に際して、初動期からの状況変化を踏まえた対応を行う。初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図るため、検査体制を構築する。

(2) 所要の対応

3-1. 検査体制

担当：保健総務課 保健予防課 衛生検査課

市は、市予防計画に基づき、保健所等における検査実施能力の確保状況を確認し、県を通じて国に報告する。

3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

担当：保健予防課

市は、国、県及びJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。

3-3. 診断薬・検査機器等の調達・供給に係る調整

担当：保健総務課 保健予防課

市は、厚生労働省が緊急承認・特例承認等により活用可能とした診断薬・検査機器等について関係者に周知し、円滑に活用できるよう体制を整備する。

3-4. リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

担当：保健予防課

市は、市民生活・市民経済との両立を目的とする検査の利活用について、厚生労働省が示す検査実施の方針を参考にしながら、市内における検査キャパシティの状況や、当該検査の実施ニーズ等を考慮して実施の判断を行う。

第 11 章 保健

基本理念と目標

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市は、市内の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、市は、各市町村区域を越えたまん延の防止に向けて、新型インフルエンザ等の発生時における県の**総合調整権限・指示等**の行使を想定し、平時から県や県連携協議会等との連携を通じながら対策を講ずる必要がある。

市が効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から県や市に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。

保健所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、市は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要がある。

第 1 節 準備期

(1) 目的

感染症有事の保健所は地域における情報収集・分析を実施し、地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在であり、県衛生環境研究所等は地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

市は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感

総合調整権限 …… 感染症法第 44 条の 5 第 1 項及び第 63 条の 3

指示等 …… 感染症法第 63 条の 2 及び第 63 条の 4

感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所等がその機能を果たすことができるようにする。

その際、県及び保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

（２）所要の対応

1-1. 人材の確保

市は、流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から１か月間において想定される保健所における業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、I H E A T要員、他市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。

1-1-1. 外部の専門職（I H E A T等）等の活用

担当：保健予防課

市は、県と連携しI H E A T要員の確保、名簿管理、研修を行う。また、所属先があるI H E A T要員については支援が円滑に実施されるよう所属機関との調整等を行う。さらに、保健所における受入体制が整備されるよう人員や財源の確保、マニュアルの整備等必要な支援を行う。

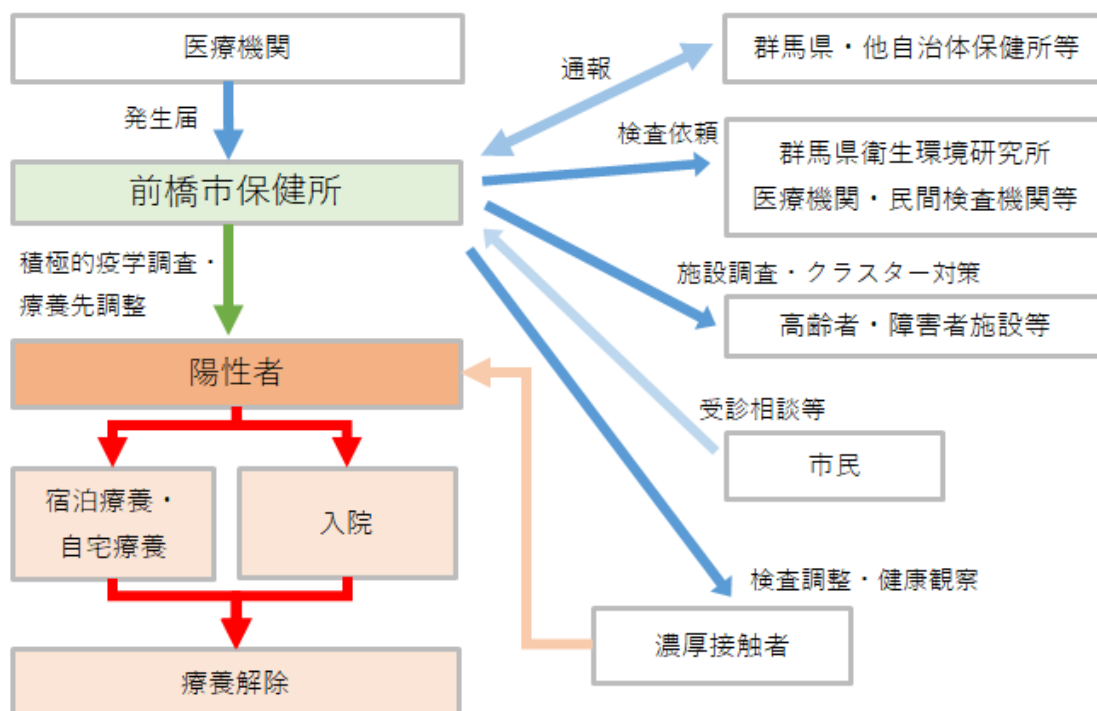
1-2. 業務継続計画を含む体制の整備

担当：職員課 防災危機管理課 保健総務課 保健予防課

- ① 市は、国からの要請を受けて、予防計画に定める保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から１か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びI H E A T要員の確保数）の状況を毎年度確認する。
- ② 市は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。なお、業務継続計画の策定に当たっては、有事における市、保健所等の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からI C Tや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。

加えて、業務継続計画の作成に当たって行う業務の優先度の整理については、各業務の縮小・延期・停止が市民の生活や安全確保に与える影響や、縮小・延期・停止することにより法令違反となる可能性の有無等を踏まえて行う。

【 図 22 感染症有事体制 】



1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-3-1. 研修・訓練等の実施

担当：保健予防課

- ① 市は、県と連携して保健所の感染症有事体制を構成する人員（I H E A T要員を含む。）への年1回以上の研修・訓練を実施する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修等を積極的に活用しつつ、保健所等の人材育成に努める。また、保健所等を含め、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。

- ③ 市は、速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。

1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築

担当：保健総務課 保健予防課 衛生検査課 消防局

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県連携協議会等を活用し、平時から県、医療機関や医療関係団体、消防局等との意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

また、県連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有のあり方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、県等は、予防計画を策定・変更する。

なお、予防計画を策定・変更する際には、市が作成する市行動計画、県が作成する医療計画及び予防計画、並びに地域保健対策の推進に関する**基本的な指針**に基づき作成する健康危機対処計画と整合性の確保を図る。

また、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、市は、他市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

1-4. 保健所等の体制整備

担当：職員課 保健総務課 保健予防課 衛生検査課

- ① 市は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る**積極的疫学調査**、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。

基本的な指針 …… 地域保健法第4条に基づき定める基本指針（平成6年厚生省告示第374号）をいう。

積極的疫学調査 …… 感染症法第15条

また、保健所等における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。加えて、県との連携や外部委託を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。

- ② 保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。
- ③ 衛生環境研究所等は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、J I H S 等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。
- ④ 衛生環境研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国が J I H S と連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国、県等と協力して検査体制の維持に努める。
- ⑤ 衛生環境研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、平時から県及び市の関係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。
- ⑥ 国、J I H S、県、市、保健所及び衛生環境研究所等は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。
- ⑦ 国、県、市及び保健所は、医療機関等情報支援システム（G-M I S）を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。
- ⑧ 国、県、市、保健所及び家畜保健衛生所は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況

外部委託 …… 感染症法第 44 条の 3 第 4 項及び第 5 項

健康観察 …… 感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めることをいう。以下同じ。

獣医師からの届出 …… 感染症法第 13 条第 1 項及び家畜伝染病予防法第 13 条第 1 項

等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。

- ⑨ 県等は、国及びJ I H S が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。

1-5. D X の推進

担当：情報政策課 保健総務課 保健予防課

国は、平時から感染症サーベイランスシステムや医療機関等情報支援システム（G－M I S）を活用し、有事もこれらのシステムを継続して活用できるよう体制を整備する。また、国は、県等と連携した訓練を通じ、各種システムの運用に関する課題について、県等、保健所、衛生環境研究所等、医療機関等が効率的に業務を遂行できるよう改善を図る。

市は、平時から県と連携し、保健所間における新型インフルエンザ等の発生時の患者調査票等の統一化及びデータベースの構築等を検討し、業務の効率化を進める。

1-6. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

担当：職員課 広報ブランド戦略課 資産経営課 保健予防課

- ① 市は、国や県から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法や、市民向けのコールセンター等の設置をはじめとした市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションのあり方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。
- ② 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、さらなる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。

- ③ 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。
- ④ 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。
- ⑤ 市は、県や衛生環境研究所等と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。
- ⑥ 保健所に寄せられる市民の相談等は、感染症危機の発生を探知する契機となることも少なくないことから、保健所は、平時から市民からの相談に幅広く応じて、情報の探知機能を高めておく。
- ⑦ 市は、病院、診療所、老人福祉施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供する。また、施設内感染に関する情報や研究の成果及び講習会・研修に関する情報を、医師会等の関係団体等の協力を得つつ、病院、診療所、老人福祉施設等の現場の関係者に普及し、活用を促す。

第2節 初動期

(1) 目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

市が定める市予防計画等に基づき、保健所等が、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、市民等に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の市内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

(2) 所要の対応

2-1. 有事体制への移行準備

担当：職員課 保健総務課 保健予防課 衛生検査課 消防局

- ① 市は、国や県からの要請や助言を受けて、市予防計画等に基づく保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びI H E A T要員の確保数）及び有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて、公表後に備えた以下の（ア）から（エ）までの対応に係る準備を行う。

（ア）**医師の届出**等で患者を把握した場合の患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の**対応指導**等）

（イ）積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の発生状況の把握

（ウ）I H E A T要員に対する市が管轄する市内の地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請

（エ）感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化

- ② 市は、国や県からの要請や助言も踏まえて、市予防計画等に基づく保健所の感染症有事体制及び有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把

医師の届出 …… 感染症法第12条

対応指導 …… 感染症法第44条の3第2項

握し、速やかに検査体制を立ち上げる。また、全庁からの応援職員の派遣、県や他市町村に対する応援派遣要請、I H E A T 要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。

- ③ 保健所は、健康危機対処計画に基づき、関係課等と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。
- ④ 市は、J I H S による技術的支援等も活用し、以下 2-2 に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。
- ⑤ 市は、国、県及び J I H S が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。
- ⑥ 市は、国内外での発生状況を考慮しつつ、急速に広範囲で感染が確認されることも想定して、感染症有事体制への移行準備を行う。
- ⑦ 市は、有事体制への移行準備を進めるため、準備期において確認した以下の項目を改めて確認する。

（ア）業務継続計画の内容及び業務継続計画に記載されている、有事において縮小・延期することを検討することとされている業務

（イ）県連携協議会等において協議・整理を行った以下の項目

- a 入院調整の方法
- b 保健所体制
- c 検査体制・方針
- d 搬送・移送・救急体制

（ウ）各業務（相談対応・検査等）の実施体制の構築手順（一元化や外部委託の手順を含む。）

2-2. 市民への情報提供・共有の開始

担当：職員課 広報ブランド戦略課 資産経営課 保健予防課

- ① 市は、国の要請に基づき相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。
- ② 市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q & A の公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

2-3. 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に市内で感染が確認された場合の対応

担当：保健予防課

市は、政府行動計画第3部第3章第2節（「サーベイランス」における初動期）2-2-1で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に市内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。

- ① 市は、国からの通知があった時は、速やかに市内の医療機関に対して、暫定症例定義に該当する患者を診察した場合は疑似症の届出を行うよう通知する。
- ② 市は、市内の医療機関からの疑似症の届出により、疑似症患者を把握した時は、直ちに国に報告するとともに、当該医療機関への検体提出の要請あるいは保健所等における検体採取により、検体を確保する。
- ③ 市は、疑似症の届出に関して報告をした際、厚生労働省からの検体提出の要請があった場合には、それに応じて検体を送付する。
- ④ 市は、疑似症患者を把握した場合、厚生労働省と互いに連携して、J I H Sが示す指針等に基づき、当該患者に対して積極的疫学調査を行う。また、感染が確認された場合の市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいても、互いに連携して対応するとともに、市民等からのニーズ、リスクの認知とまん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、対応する必要がある。

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市予防計画等に基づき、保健所が求められる業務に必要な体制を確保して、その役割を果たすとともに、市内の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民等の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

3-1. 有事体制への移行

担当：職員課 保健総務課 保健予防課 衛生検査課 消防局

① 市は、全庁からの応援職員の派遣、他市町村に対する応援派遣要請、I H E A T 要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、検査体制を速やかに立ち上げる。

② 県は、新型インフルエンザ等の発生時に、情報集約、地方公共団体間の調整、業務の一元化等の対応により、保健所設置市を支援する。また、国、他の都道府県及び管内の保健所設置市と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整及び支援等を行う。

さらに、必要に応じて管内の保健所設置市に対する総合調整権限・指示権限を行使する。

③ 市は、国、県及び J I H S が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。

3-2. 主な対応業務の実施

県、市、保健所及び衛生環境研究所等は、予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、他市町村、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下 3-2-1 から 3-2-7 までに記載する感染症対応業務を実施する。

3-2-1. 相談対応

担当：保健予防課

- ① 市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託等を行うことを検討する。
- ② 市は、症例定義に該当する有症状者は、まず相談センターに電話により問い合わせること等をインターネット、ポスター、広報等を活用し、市民等に広く周知する。

3-2-2. 検査・サーベイランス

担当：保健予防課 衛生検査課

- ① 市は、市内の実情に応じて、感染症対策上の必要性や検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を判断する。
- ② 衛生環境研究所等は、保健所と連携して、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。また、衛生環境研究所等は、J I H S との連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、J I H S への地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、県及び市や保健所等への情報提供・共有、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、市内におけるサーベイランス機能を発揮する。
- ③ 市は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、市内の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。
- ④ 市は、流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月まで）において、以下アとイに記載する対応により検査体制の立ち上げを行う。
 - (ア) 市は、国が決定した検査実施の方針や、地域の流行状況等の実情を踏まえるとともに、市予防計画に基づき検査体制を拡充するため、県と連携し、検査実施可能数、検査実施数等の状況を把握する。
 - (イ) 市は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降）において、安定的な検査・サーベイランス機能の確保のため、病原体の特徴や性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、

流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、市内の実情に応じて検査体制を見直す。

3-2-3. 積極的疫学調査

担当：文化国際課 障害福祉課 保健予防課

- ① 市は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、保健所等において、感染者又は感染者が属する集団に対して、J I H S が示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。なお、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で行う。
- ② 市は、保健所等において積極的疫学調査を通じて集団感染（クラスター）への対策等を行うに当たって、必要に応じて、J I H S に対して実地疫学の専門家等の派遣を要請する。
- ③ 市は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国や県が示す方針も踏まえながら、市内の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。

3-2-4. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

担当：保健予防課 消防局

- ① 市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-M I S）により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床利用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえて、県の方針に従い速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。

なお、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかでない場合は、市は、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じて国、県及びJ I H S へ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、県や医療機関等と適切に連携して対応する。

- ② 県は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、保健所設置市を含む管内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門（県調整本部）の適時の設置、管内の入院調整の一元化、**総合調整権限・指示権限の行使**を行う。**入院先医療機関への移送**や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、必要に応じて民間の患者等搬送事業者の協力を得て行うことにより、保健所の業務負荷軽減を図る。
- ③ 市は、社会福祉施設等入院調整に係る機関との情報の共有に努めながら、県の方針に応じて対応する。
- ④ 市は、自宅療養者等への医療や宿泊療養について、県や医療機関等と適切に連携して情報を共有し、患者等の対応を行う。

3-2-5. 健康観察及び生活支援

担当：文化国際課 社会福祉課 長寿包括ケア課 介護保険課
障害福祉課 保健予防課

- ① 市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、丁寧に説明し**外出自粛要請**や**就業制限**を行うとともに、県や社会福祉施設等の関係部所等と密に連携し、県の方針に応じて定められた期間の健康観察を行う。

なお、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で行う。

- ② 県等は、必要に応じ、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の**物品の支給に努める**。

総合調整権限・指示権限の行使 …… 感染症法第 63 条の 3 及び第 63 条の 4

入院先医療機関への移送 …… 感染症法第 26 条第 2 項の規定により準用する第 21 条（第 44 条の 9 の規定により準用する場合を含む。）及び第 47 条

外出自粛要請 …… 感染症法第 44 条の 3 第 1 項及び第 2 項並びに第 50 条の 2 第 1 項及び第 2 項

就業制限 …… 感染症法第 18 条第 1 項及び第 2 項（第 44 条の 9 の規定により準用する場合及び第 53 条の規定により適用する場合を含む。）

物品の支給に努める …… 感染症法第 44 条の 3 第 7 項、第 9 項及び第 10 項

- ③ 市は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等患者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムを活用して行う場合は、症状が急変した時に速やかに医療機関での受診が可能となるよう、あらかじめ当該患者に、体調悪化時の連絡先等を伝えておく。
- ⑤ 市は、新型インフルエンザ等患者の症状の程度、地域の感染状況、病床使用率等を勘案し、やむを得ず自宅での療養を求めることとした時は、感染症サーベイランスシステムを活用した健康観察に加え、必要に応じて実施する架電等を通じて、直接健康状態を確認できるようにしておく。

3-2-6. 健康監視

担当：保健予防課

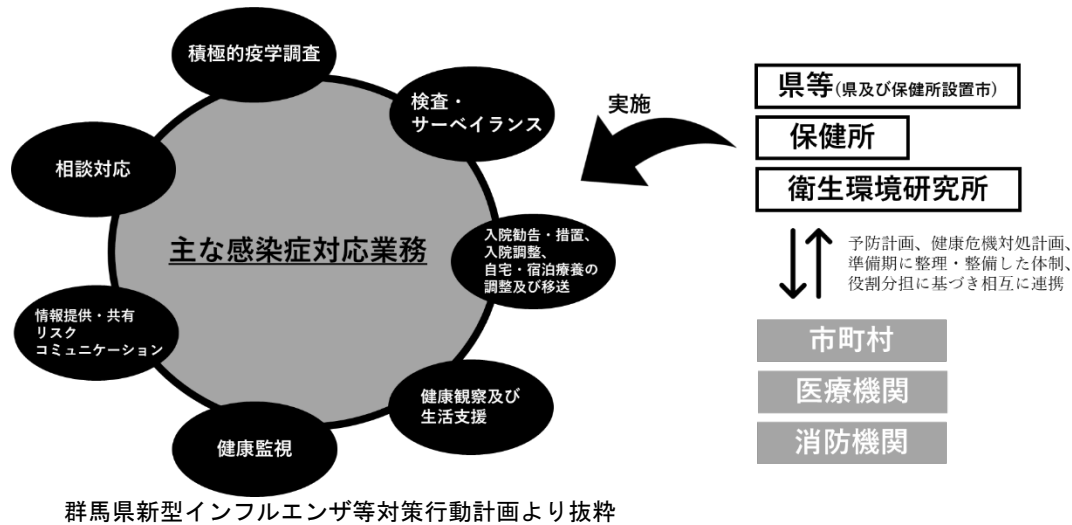
市は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。

3-2-7. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

担当：広報ブランド戦略課 文化国際課 長寿包括ケア課
介護保険課 障害福祉課 こども施設課 保健予防課

- ① 市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ② 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

【 図 23 保健所・衛生環境研究所等における主な業務 】



3-3. 感染状況に応じた取り組み

3-3-1. 流行初期

3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行

担当：職員課 保健総務課 保健予防課 衛生検査課 消防局

- ① 市は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制等の有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握する。
また、市は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、全庁からの応援職員の派遣、他の市町村に対する応援派遣要請、I H E A T 要員に対する応援要請等を行う。
- ② 市は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等の I C T ツールの活用や県での業務の一元化・外部委託等により、保健所等における業務の効率化を推進する。
- ③ 市は、保健所等において、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。
- ④ 保健所は、感染症有事体制への切り替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。

- ⑤ 市は、国、県及び J I H S が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。

3-3-1-2. 検査体制の拡充

担当：保健予防課 衛生検査課

- ① 市は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、予防計画に基づき、検査体制を拡充する。
- ② 市は、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。
- ③ 市は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。

3-3-2. 流行初期以降

3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

担当：職員課 保健総務課 保健予防課 衛生検査課

- ① 市は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、全庁からの応援職員の派遣、他の市町村に対する応援派遣要請、I H E A T 要員に対する応援要請等を行う。
- ② 市は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、県での業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。
- ③ 市は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国や県から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や保健所等の業務負荷等も踏まえて、人員体制や検査体制等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。
- ④ 県等は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。

3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

担当：保健予防課

市は、国や県からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所等における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、市民に対し、丁寧な情報提供・共有を行う。

第12章 物資

基本理念と目標

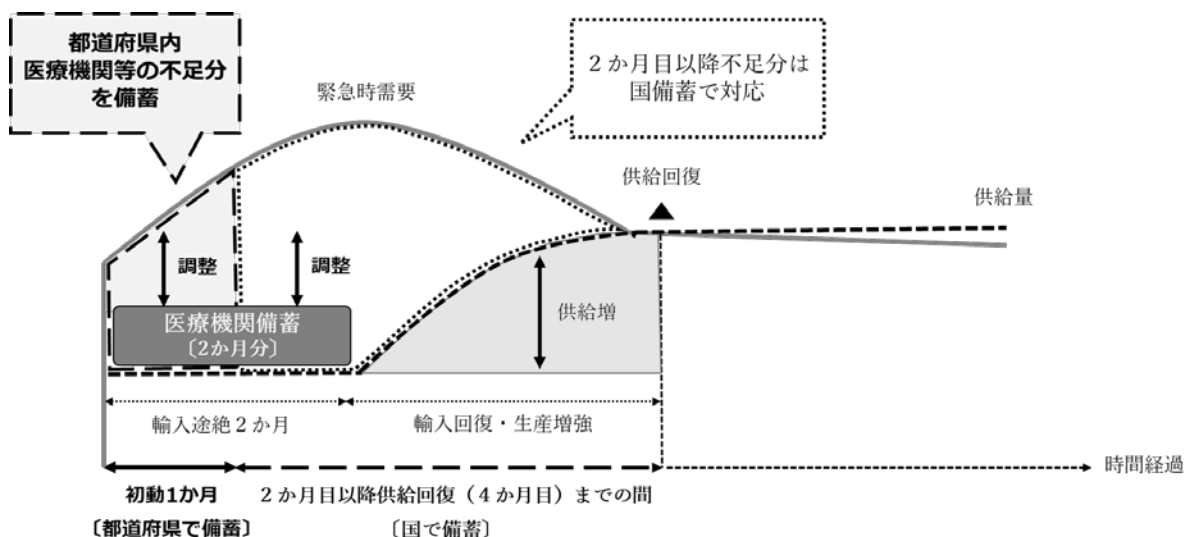
新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。なお、市は、平時から国及び県の方針に基づき、個人防護具や感染症対策物資等の備蓄を進める。

第1節 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、県及び市は、**感染症対策物資等の備蓄の推進等**の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

【 図24 今後の備蓄体制（イメージ） 】



群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋

感染症対策物資等の備蓄の推進等 …… 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

(2) 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄

担当：保健総務課 消防局

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 県は、個人防護具について、国が定めた備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄する。
- ③ 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

感染症対策物資等の備蓄 …… ワクチンの備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

備蓄状況等を確認する …… 特措法第 10 条

物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる …… 特措法第 11 条

第2節 初動期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、初動期に引き続き、県と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

担当：保健総務課

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

2-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

担当：保健総務課

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の市町村や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資および資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

配置状況を随時確認する …… 感染症法第36条の5

物資および資材の供給に関し相互に協力するよう努める …… 特措法第51条

第3節 対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認及び医療機関及び市民等に対する備蓄の要請等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(2) 所要の対応

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

担当：保健総務課

市は新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について、**備蓄・配置状況を確認する。**

3-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

担当：保健総務課

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の市町村や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、**物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。**

備蓄・配置状況を確認する …… 感染症法第36条の5

物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める …… 特措法第51条

第13章 市民生活及び市内経済の安定の確保

基本理念と目標

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、国、県及び市は新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、県及び市は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備をもとに、自ら事業継続や感染防止に努める。

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。国、県及び市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

（2）所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

担当：保健総務課 保健予防課

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

担当：防災危機管理課 広報ブランド戦略課 情報政策課 市民協働課
文化国際課 スポーツ課 観光政策課 社会福祉課
長寿包括ケア課 介護保険課 障害福祉課 こども政策課
こども支援課 こども施設課 保健総務課 健康増進課
保健予防課 衛生検査課 産業政策課 農政課 水道局 消防局
教育委員会

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにする。

1-3. 物資及び資材の備蓄

担当：防災危機管理課 保健総務課

① 市は、市行動計画に基づき、第12章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

物資及び資材の備蓄 … ワクチン、治療薬、検査物資や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

必要な食料品や生活必需品等を備蓄する … 特措法第10条

物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる … 特措法第11条

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

担当：社会福祉課 長寿包括ケア課 介護保険課 障害福祉課
保健予防課

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

1-5. 火葬体制の構築

担当：市民課

市は、県の火葬体制を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。

第2節 初動期

(1) 目的

国、県及び市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の勧奨

担当：職員課 産業政策課

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。
- ② 市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

担当：市民協働課 産業政策課

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

2-3. 遺体の火葬・安置

担当：資産経営課 市民課

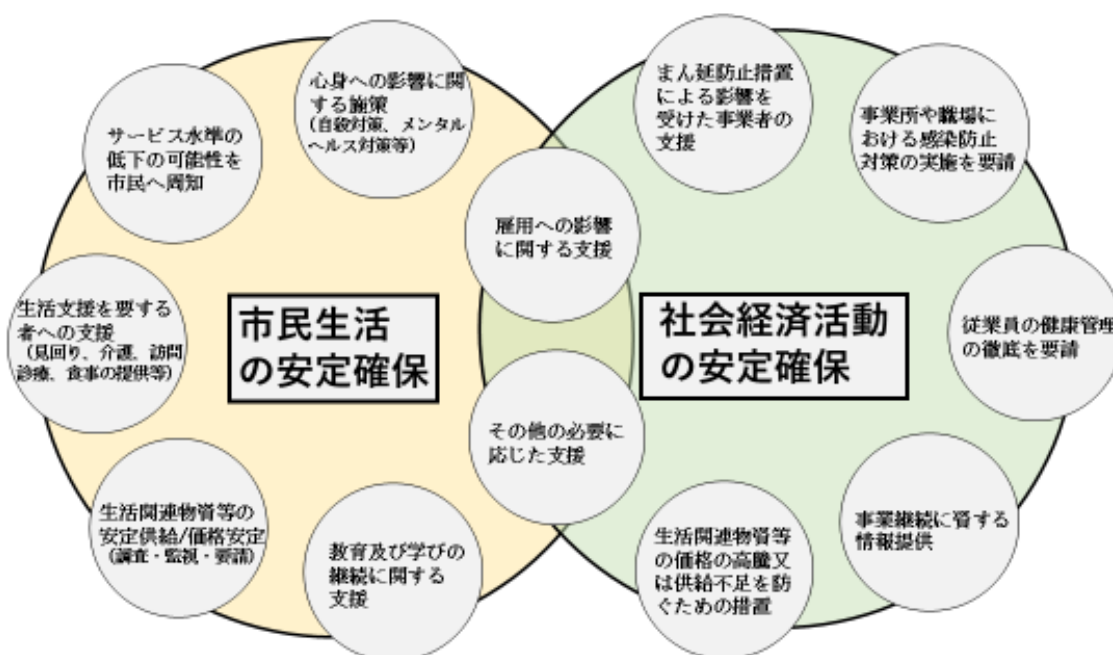
市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

国、県及び市は、準備期での対応をもとに、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取り組みを行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

【 図 25 市民生活及び市内経済の安定の確保 】



(2) 所要の対応

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

担当：社会福祉課 長寿包括ケア課 介護保険課 障害福祉課
こども支援課 こども施設課 保健総務課 健康増進課
保健予防課 教育委員会

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

担当：社会福祉課 長寿包括ケア課 介護保険課 障害福祉課
こども支援課 こども施設課 保健予防課

市は、国からの要請を受けて、高齢者、妊産婦、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

担当：こども支援課 こども施設課 保健総務課 健康増進課
保健予防課 教育委員会

市は、新型インフルエンザ等対策として、**学校の使用の制限**やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取り組み等の必要な支援を行う。

3-1-4. サービス水準に係る市民への周知

担当：全部署

市は、必要に応じて、市民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。

3-1-5. 生活関連物資等の価格の安定等

担当：産業政策課 にぎわい商業課 農政課

- ① 市は、市民の生活及び市内経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市内経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

3-1-6. 埋葬・火葬の特例等

担当：市民課

- ① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。

- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 市は、県の要請を受けて、市内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県等から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

担当：産業政策課 にぎわい商業課 農政課

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び市内経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、**公平性にも留意し、効果的に講ずる。**

3-2-2. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

担当：ごみ政策課 ごみ収集課 水道局

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活及び市内経済の安定のため、以下の必要な措置を講ずる。

① ごみ収集・処理

まん延時も一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正にできるため必要な措置を講ずる。

② 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市水道局は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

3-3. 市民生活及び市民の社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

3-3-1. 雇用への影響に関する支援

担当：産業政策課

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、必要な支援を行う。

3-3-2. 市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

担当：社会福祉課 産業政策課 農政課

市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び市内経済への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。